第３期
八頭町子ども・子育て支援事業計画

基本理念

こどもは地域の宝　八頭町のこどもは八頭町のみんなで育てよう！
～支え合い、共に育み、共に育とう　希望あふれる八頭の子育て～

令和７年３月
八頭町

は　じ　め　に

現在、私たちの社会は、少子高齢化や子育て家庭をとりまく環境の変化など、様々な課題に直面しています。こどもは私たちの未来の希望、そして次世代を担う大切な存在であり、地域の宝です。そのため、こどもたちが健やかに育ち、将来にわたって安心して生活できる環境を整えることは、私たち町全体の責務であると強く感じております。

令和５年４月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが自分らしく成長できる環境を保障する「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国や地方公共団体、社会全体で責任を持って支援していくことが求められました。

このたび、第１期計画として平成27年度から始まった「八頭町子ども・子育て支援事業計画」の第２期計画が、令和６年度をもって最終年度を迎えることから、調査アンケート等を実施し、子ども・子育て会議においてご意見をいただきながら、第３期計画を策定いたしました。

この計画では、妊娠期から出産、子育てに至るまで、一貫した切れ目のない支援を提供しています。これまでの計画を継承しつつ、教育、保育、福祉、地域社会とのつながりを深めるための新たな施策を盛り込み、こどもや若者が安心して生活できる環境を提供するとともに、地域の皆様方の意見を伺いながら、この計画が社会全体に広がるよう努めてまいります。

また、計画の基本理念である「こどもは地域の宝　八頭町のこどもは八頭町のみんなで育てよう！　～支え合い、共に育み、共に育とう　希望あふれる八頭の子育て～」を実現するためには、行政はもとより、家庭、学校、企業、地域の皆様方がそれぞれの立場でできることを考え、行動していただくことが重要です。互いに連携し、協力しながら、地域全体で子育て支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の積極的なご参加とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、計画の策定にあたり、貴重なご意見や熱心なご議論をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、調査アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました皆様方、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

八頭町長　吉田英人

目　　次

第１章　計画の策定にあたって　P1～P2

１　計画策定の背景と趣旨　P1

２　計画の位置づけ　P2

３　計画の対象　P2

４　計画の期間　P2

第２章　こどもと子育て家庭を取り巻く状況　P3～P27

１　児童人口等の様子　P3

２　教育・保育施設等の様子　P8

３　家庭、地域等の養育支援の様子　P11

４　こどもと子育ての様子（ニーズ調査結果）　P13

第３章　計画の基本的な考え方　P28～P31

１　計画の基本理念　P28

２　基本目標　P29

３　計画の施策体系　P30

４　SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて　P31

第４章　基本目標ごとの取組（次世代育成支援行動計画）　P32～P64

１　子育てをしているすべての家庭を応援するために　P32

２　働きながらこどもを育てている人を応援するために　P49

３　こどもが安全に育つ安心なまちづくり　P53

４　親と子の学びと育ちを応援するために　P57

５　こどもの意見を聴き、対話しながらともに進めていくために　P64

第５章　教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等（子ども・子育て支援事業計画）　P65～P76

１　教育・保育提供区域の設定　P65

２　教育・保育の量の見込みと確保方策等　P66

３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保　P69

４　教育・保育の一体的な提供について　P76

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施　P76

第６章　計画の推進に向けて P77
１　推進の体制 P77
２　計画の評価・検証 P77
３　子ども・子育て支援の充実に向けて P77

資料編 P78～P80
１　児童人口の推計（令和７年～令和 11 年） P78
２　八頭町子ども・子育て会議設置要綱 P79
３　八頭町子ども・子育て会議委員名簿 P80
４　八頭町子ども・子育て支援事業計画策定経過 P80

【用語の定義】

特定教育・保育施設 … 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設

基本指針 … 子ども・子育て支援法第６０条第１項に基づき国が定める基本的な指針。（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。

「こども」表記について …

こども基本法(令和４年法律第 77 号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されており、同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がされています。

本計画書では、この基本理念を踏まえ、以下の①から③に該当する場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用しています。

①法令に根拠がある語を用いる場合
例: 公職選挙法における「子供」
子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援事業計画における「子ども」

②固有名詞を用いる場合
例:既存の予算事業名や組織名に使用されている「子ども」

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
例: 子供期・現役期・高齢期のライフサイクル
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」
(令和４年６月７日閣議決定)に記載されている「子供」

第１章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては、社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て関連３法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。

さらに、この３法に基づいて、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

八頭町においても、平成27年に「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体的に進める「八頭町子ども・子育て支援事業計画」を現在まで２期にわたって策定するとともに、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、第２期期間中には過去に類を見ない新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあってか、ひきこもりや若年無業者(ニート)といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中で令和５年４月１日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、こども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

このたび、「第２期八頭町子ども・子育て支援事業計画」が令和７年３月末に終了することから、地域全体で子育てを支え、全てのこどもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望を持てるこども施策を推進するため、八頭町の実情を踏まえた「第３期八頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のないこども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

●八頭町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

開　始 →	→	今　回
平成 27 年度～令和元年度	令和２年度～令和６年度	**令和７年度～令和 11 年度**
第１期計画	第２期計画	**第３期計画**

2 計画の位置づけ

本計画は、「八頭町総合計画」を上位計画とし、八頭町のその他の関連計画との連携・整合性を図り策定するものです。

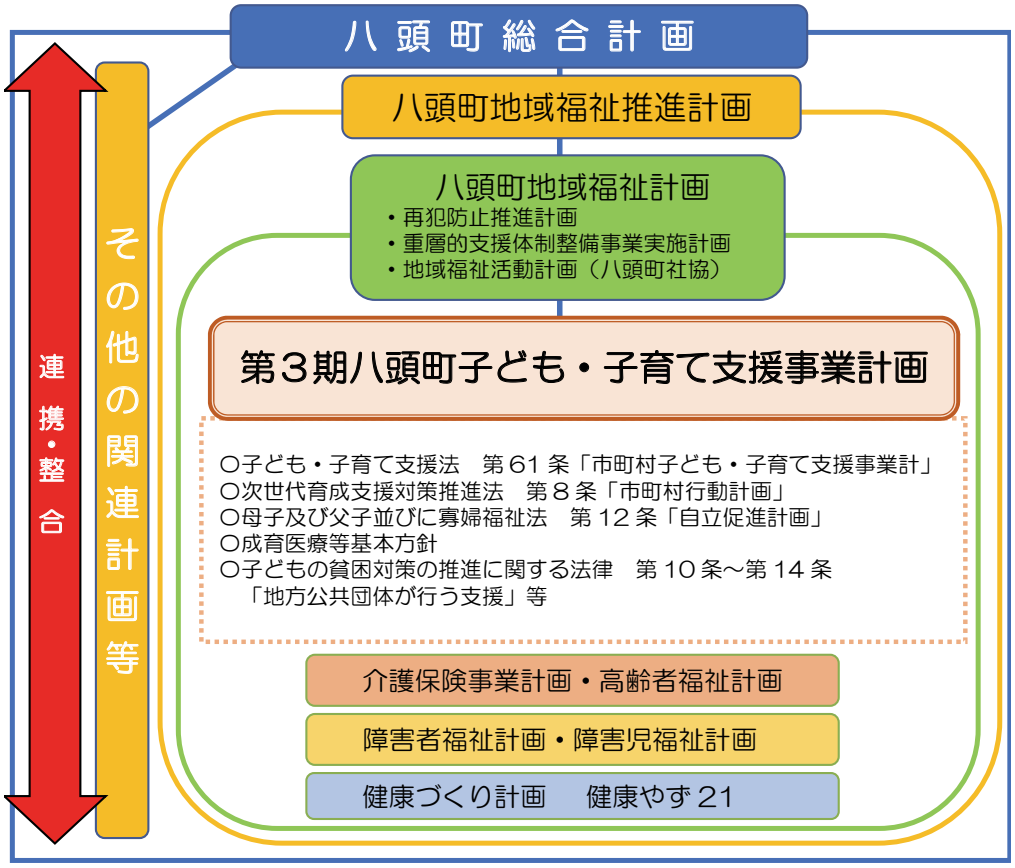

3 計画の対象

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。また同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、法令に根拠がある場合や、既存の事業名や組織名等を除き「こども」表記を用います。

本計画の対象は、八頭町内のすべてのこどもとその家族、地域住民、事業主等とし、「こども」とは、児童福祉法第４条に基づき、おおむね 18 歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね小学生までを対象としています。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、令和７年度から令和 11 年度までの５か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

第２章　こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 児童人口等の様子

１－１　人口の状況

人口の推移をみると、総人口は減少を続けており、令和５年には１万６千人を下回りました。年齢３区分別にみると、年少人口（0～14 歳）割合、生産年齢人口（15 歳～64 歳）割合はともに減少傾向です。また、高齢者人口（65 歳以上）割合は増加傾向にありましたが、ここ５年間はほぼ横ばいとなっており、更なる人口減少と少子高齢化が懸念されます。

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

１－２　こども数の状況

18 歳未満のこどもの人口は年々減少しており、第２期計画時の令和２年と令和６年との比較では 253 人、第１期計画時の平成 27 年との比較では 561 人減少しています。

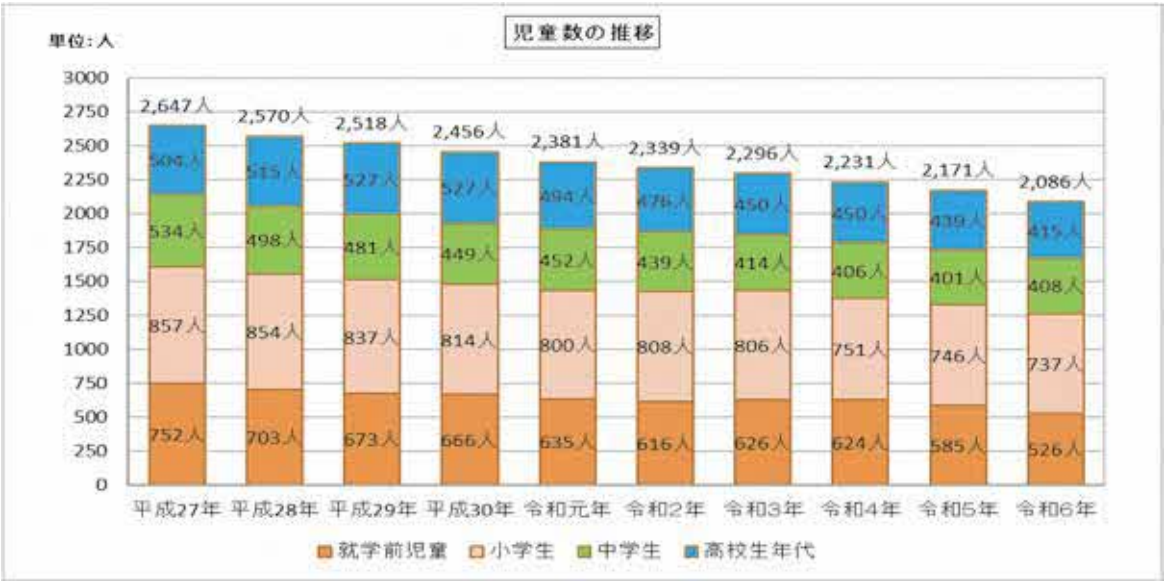

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

１－３　世帯構成

一般世帯数（住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等の数）は、令和２年10月１日現在、5,315世帯となっており、年々減少する傾向となっています。これを世帯構成別に見ると、４区分のうち「核家族世帯」、「単独世帯」が増加しています。そのうち「核家族世帯」については、平成17年から約15年の間に392世帯増加しており、核家族化が進行していることが分かります。なお、18歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数 1,265 世帯のうち「核家族世帯」が 669 世帯と、全体の52.9%を占めています。

ひとり親家庭については、母子世帯が78世帯、父子世帯が13世帯となっており、近年の世帯数と比較して、父子家庭が増加していることがわかります。父親の育児参加が浸透し、離婚をしても父親がこどもを引き取り、養育する家庭が増加傾向にあることが考えられます。

区　分	全　体				18歳未満のいる世帯			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
一般世帯数	5,469	5,450	5,349	5,315	1,834	1,667	1,412	1,265
核家族世帯	2,547	2,674	2,778	2,939	681	697	683	669
	46.6%	49.1%	51.9%	55.3%	37.1%	41.8%	48.4%	52.9%
夫婦のみの世帯	774	811	879	993	0	0	0	0
	14.2%	14.9%	16.4%	18.7%	-	-	-	-
夫婦と子供から成る世帯	1,279	1,315	1,325	1,292	575	592	570	565
	23.4%	24.1%	24.8%	24.3%	31.4%	35.5%	40.4%	44.7%
男親と子供から成る世帯	69	84	83	112	9	8	11	10
	1.3%	1.5%	1.6%	2.1	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%
女親と子供から成る世帯	425	464	491	542	97	97	102	94
	7.8%	8.5%	9.2%	10.2%	5.3%	5.8%	7.2%	7.4%
その他の親族世帯	2,180	1,968	1,627	1,353	1,152	961	720	588
	39.9%	36.1%	30.4%	25.5%	62.8%	57.6%	51.0%	46.5%
非親族世帯	5	17	36	27	0	9	8	4
	0.1%	0.3%	0.7%	0.5%	-	0.5%	0.6%	0.3%
単独世帯	737	788	907	996	1	0	1	4
	13.5%	14.5%	17.0%	18.7%	0.1%	-	0.1%	0.3%
（再掲）母子世帯	71	65	77	78	69	63	74	70
	1.3%	1.2%	1.4%	1.5%	3.8%	3.8%	5.2%	5.5%
（再掲）父子世帯	7	6	5	13	7	5	4	10
	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%	0.3%	0.8%

資料：総務省統計局「国勢調査」

１－４　こどものいる世帯

こどものいる世帯の推移を見ると、令和２年 10 月１日現在、６歳未満親族のいる一般世帯が 455 世帯、18 歳未満親族のいる世帯 1,265 世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

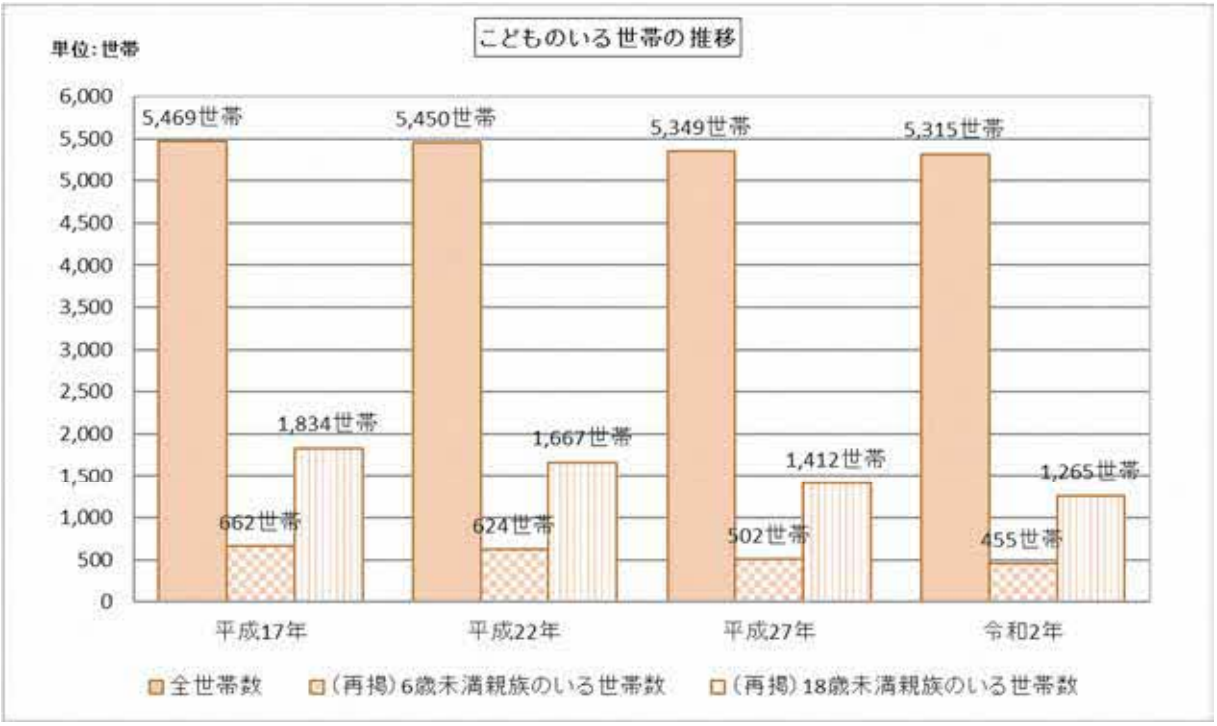

資料：総務省統計局「国勢調査」

１－５　婚姻動向

婚姻件数は平成 26 年の 61 件以降、40 件台から 60 件台で増減を繰り返していましたが令和４年に 33 件と大きく落ち込みました。離婚件数は 20 件前後で推移していましたが、令和２年度以降、減少が続いています。

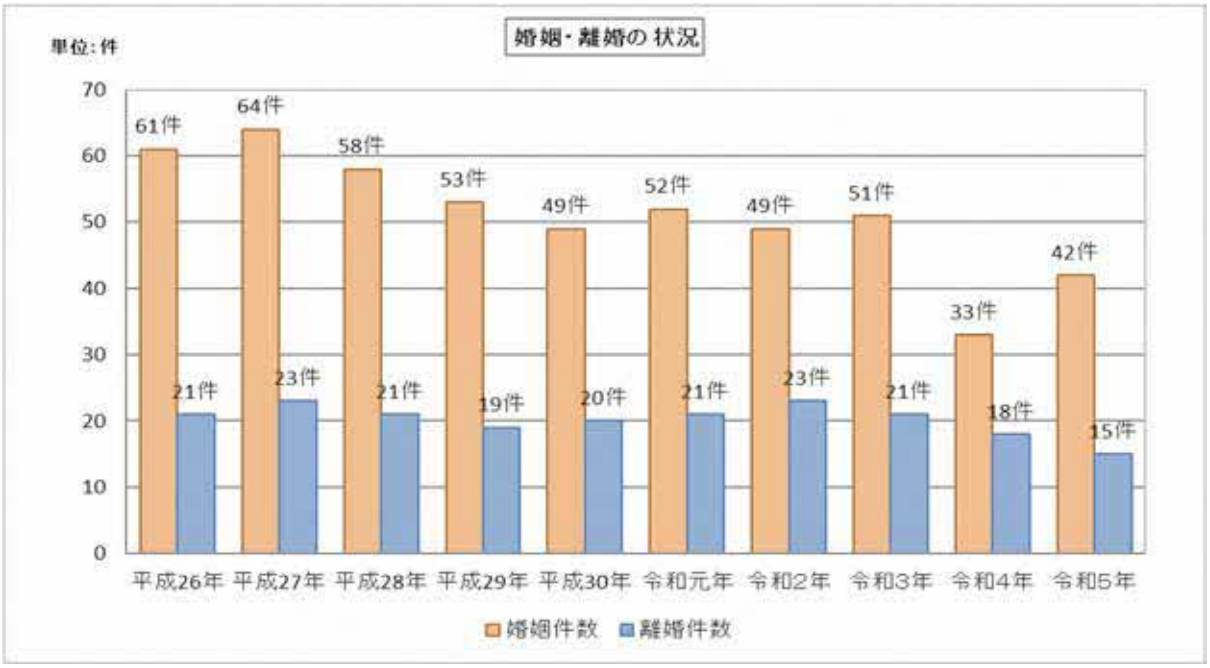

資料：鳥取県人口動態統計

１－６　未婚率

15～49 歳の未婚率は、令和 2 年 10 月 1 日現在で、男性 55.2%、女性 43.8%となっており、平成 17 年を比較すると、男女ともに未婚率が増加しています。特に男性については、全国平均（53.5%）や県平均（53.7%）に比べて高い値となっています。

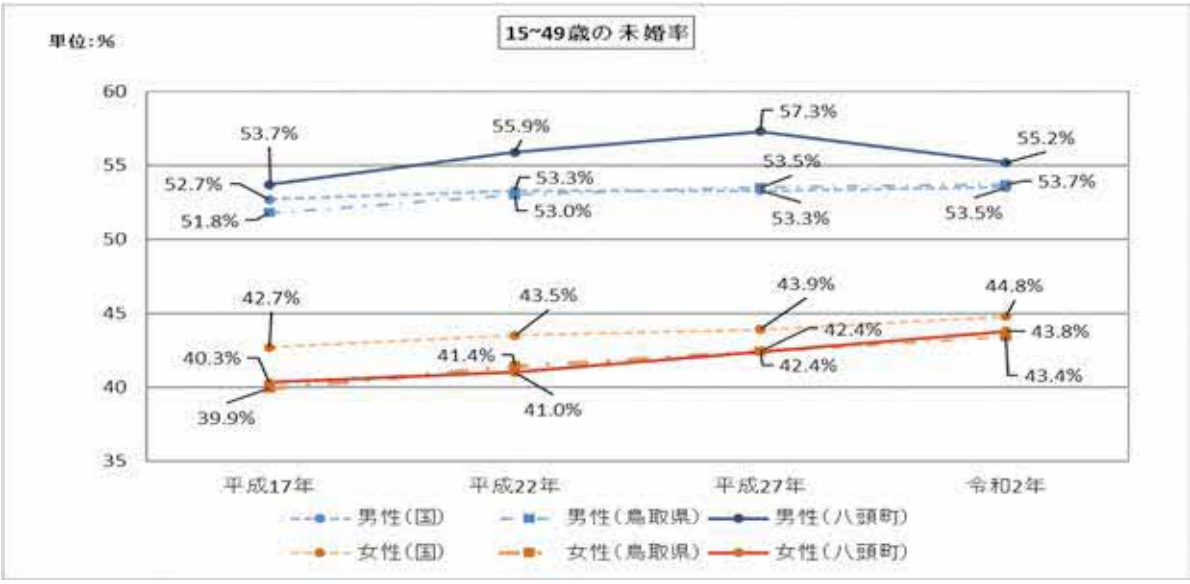

資料：総務省統計局「国勢調査」

１－７　人口動態

出生数の推移は、年度により増加や減少が繰り返されるといった変動が見られるものの、死亡数の増加が大きいため、自然動態が減少傾向にあります。

また、転出数、転入数についても年度により変動がありますが、転入数よりも転出数が大きいため、社会動態についても減少傾向にあります。

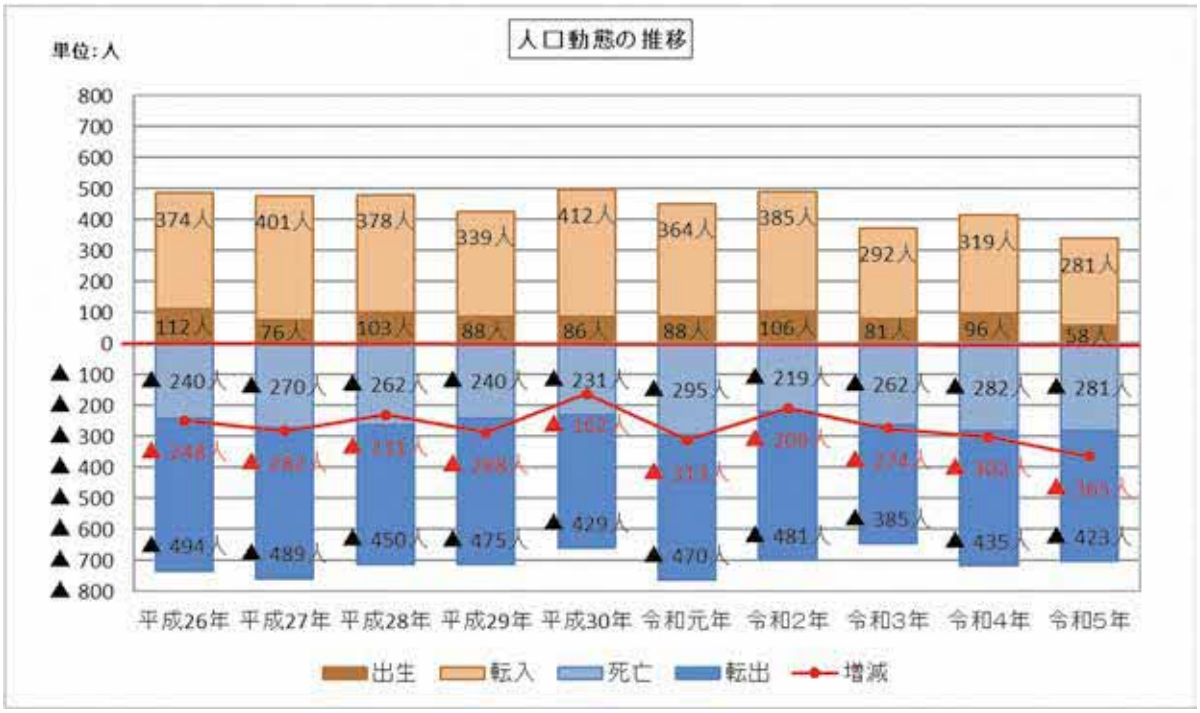

資料：鳥取県人口動態統計

合計特殊出生率は「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。令和２年までは上昇傾向にありましたが、近年は増減を繰り返して不安定な状況です。

資料：鳥取県人口動態統計

１－８　女性の就労状況

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといった、いわゆるM字カーブを描く傾向がありますが、近年、このM字部分が浅くなっている傾向があります。令和 ２年は、平成 17 年と比べて全体的に労働力が増加しています。また、M字部分も緩やかで、結婚・出産をしても、仕事を辞めずに育児をすることが一般的になっているようです。

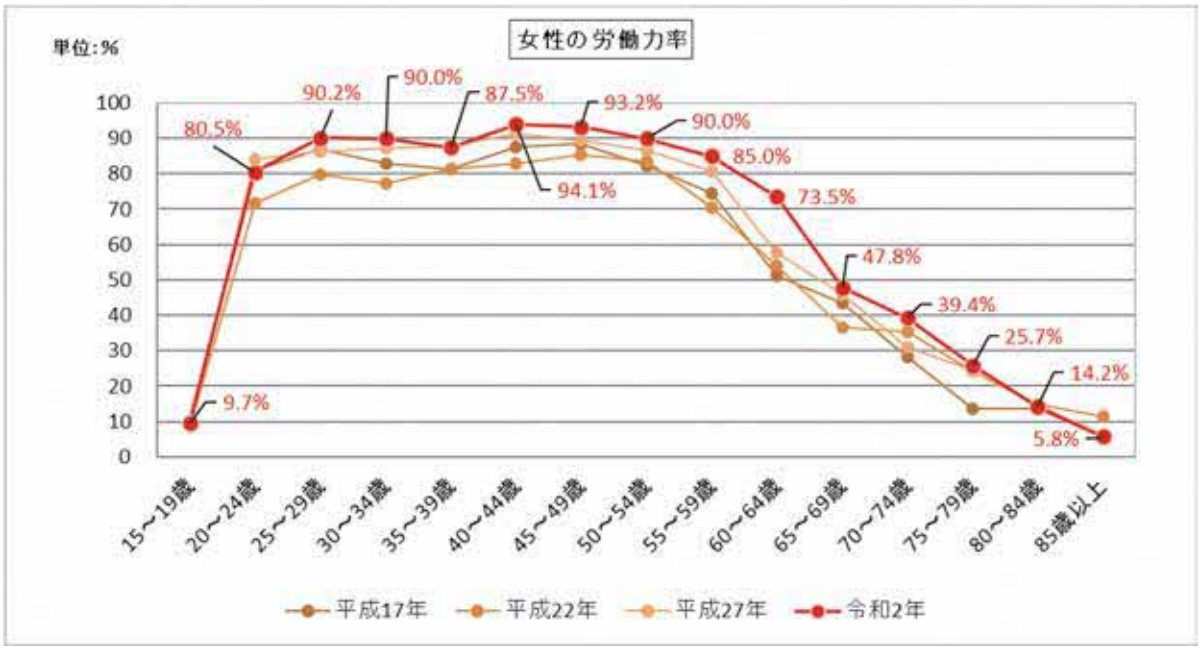

資料：総務省統計局「国勢調査」

2 教育・保育施設等の様子

2－1　保育所

保育所は、公立保育所を５箇所設置しており、令和６年度の定員は640人、入所予定児童数は合計474人で、定員に対する充足率は74.1%となります。開所時間は午前７時～午後７時（ただし、土曜日は午前７時～午後６時）。土曜午後保育（午前11時30分～午後６時）、延長保育（祝日を除く月～金曜日の午後６時～7時）を実施しています。

●入所児童数の推移

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
児童数	524人	528人	535人	493人	474人

資料：町民課（各年度３月１日現在・令和６年度は見込）

●令和６年度の公立保育所の状況

保育所名	受入年齢	定員	充足率	入所児童数（見込）						
				０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
郡家東保育所	６ヶ月～	160人	70.6%	９人	19人	19人	24人	25人	17人	113人
郡家保育所	６ヶ月～	140人	90.7%	10人	22人	14人	34人	26人	21人	127人
国中保育所	６ヶ月～	90人	95.6%	４人	19人	10人	19人	17人	17人	86人
船岡保育所	６ヶ月～	120人	72.5%	８人	13人	16人	19人	15人	16人	87人
八東保育所	６ヶ月～	130人	46.9%	３人	９人	６人	15人	15人	13人	61人
合　　計		640人	74.1%	34人	82人	65人	111人	98人	84人	474人

資料：町民課

2－2　小学校・中学校

令和６年４月１日現在、公立小学校を４校、公立中学校を１校設置しています。

児童・生徒数は、令和６年５月１日現在、小学校が723人、中学校が391人となっています。令和２年度と比べて小学校については79人、中学校については、33人の減少となっています。

●小学校の児童数の推移

学　校　名	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
郡家東小学校	200人	191人	168人	155人	147人
郡家西小学校	330人	333人	327人	330人	334人
船岡小学校	138人	142人	140人	142人	132人
八東小学校	134人	130人	109人	112人	110人
合　　計	802人	796人	744人	739人	723人

資料：学校基本調査（各年度５月１日現在）

●中学校の生徒数の推移

学　校　名	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
八頭中学校	424 人	397 人	390 人	385 人	391 人

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

２－３　要保護・準要保護児童数の推移

小学校において、要保護あるいは準要保護に認定された児童数は、この５年間は 110 人前後で推移しています。

中学校においては、令和２年度は 52 人でしたが、令和４年度から徐々に増加しており、令和６年度は 65 人となりました。

●要保護・準要保護児童の推移

区　　分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
町内小学校	要保護	9 人	10 人	11 人	12 人	6 人
	準要保護	106 人	106 人	100 人	102 人	102 人
	それ以外	687 人	680 人	633 人	625 人	615 人
八頭中学校	要保護	4 人	5 人	4 人	5 人	2 人
	準要保護	48 人	42 人	50 人	55 人	63 人
	それ以外	372 人	350 人	336 人	325 人	326 人
合　　計	要保護	13 人	15 人	15 人	17 人	8 人
	準要保護	154 人	148 人	150 人	157 人	165 人
	それ以外	1,059 人	1,030 人	969 人	950 人	941 人

資料：学校教育課（各年度 4 月 1 日現在）

２－４　放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が昼間仕事等で家庭にいない場合、学校の授業終了後に遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ることを目的に開設しています。

現在、町内には４箇所の児童クラブ（7 支援）を設置しています。令和６年度の在籍児童数は 200 人、対学年児童数に対する利用率 27.7%となっています。

●放課後児童クラブの概要

児童クラブ名	ひまわり児童クラブ １組・２組	わんぱく児童クラブ 第１・第２	船岡児童クラブ １組・２組	八東学童クラブ
定　　員	70 人	80 人	70 人	30 人
対　　象	小学校の児童			
開所時間	平日　月～金曜日　放課後～19 時			
	土、日曜日、祝日及び長期休暇期間　7 時 30 分～19 時			
会　　費	月額 4,000 円（8 月のみ 5,000 円） 別途おやつ代（月額 1,000 円）、保険代（年額 800 円）が必要 ※おやつが無い児童クラブあり			

資料：学校教育課（令和６年４月１日現在）

●学年別在籍児童数

児童クラブ名	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	合　計
ひまわり児童クラブ１組	６人	６人	４人	４人	１人	０人	21 人
ひまわり児童クラブ２組	６人	８人	０人	６人	０人	０人	20 人
第１わんぱく児童クラブ	18 人	15 人	２人	４人	２人	０人	41 人
第２わんぱく児童クラブ	20 人	15 人	７人	３人	０人	０人	45 人
船岡児童クラブ１組	６人	７人	３人	４人	３人	０人	23 人
船岡児童クラブ２組	８人	７人	６人	２人	０人	０人	23 人
八東学童クラブ	11 人	７人	５人	３人	１人	０人	27 人
合　　計	75 人	65 人	27 人	26 人	７人	０人	200 人

資料：学校教育課（令和６年４月１日現在）

●校区別利用率

児童クラブ名	対象小学校区	児童数	在籍児童数	利用率
ひまわり児童クラブ１組 ひまわり児童クラブ２組	郡家東小学校区	147 人	41 人	27.9%
第１わんぱく児童クラブ 第２わんぱく児童クラブ	郡家西小学校区	334 人	86 人	25.7%
船岡児童クラブ１組 船岡児童クラブ２組	船岡小学校区	132 人	46 人	34.8%
八東学童クラブ	八東小学校区	110 人	27 人	24.5%
合　　計		723 人	200 人	27.7%

資料：学校教育課（令和６年４月１日現在）

●学年別在籍児童数の推移

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１年生	63 人	64 人	45 人	66 人	75 人
２年生	61 人	55 人	61 人	39 人	65 人
３年生	40 人	40 人	38 人	48 人	27 人
４年生～	30 人	35 人	33 人	29 人	33 人
合　　計	194 人	194 人	177 人	182 人	200 人

資料：学校教育課（各年度４月１日現在）

２－５　八頭町子育て支援センター

八頭町子育て支援センターは、子育て家庭の育児不安等に関する相談指導を行うとともに、親子ふれあい遊びなどを通じて子育て家庭の交流場所を提供することを目的に、就学前までの乳幼児がいる家庭を対象に実施しています。

●八頭町子育て支援センターの概要

対　　象	０歳から就学前までの乳幼児がいる家庭	
開所時間	子育て相談	親子ふれあい遊び
	月曜日～金曜日　9:00～16:00 土曜日　9:00～12:00	月曜日～金曜日 10:00～11:30
実施場所	子育て支援センター	子育て支援センター 男女共同参画センター（出張） 隼 Lab.（出張）

資料：八頭町子育て支援センター（令和６年４月１日現在）

●八頭町子育て支援センターの利用者数

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数	4,728 人	4,662 人	4,100 人	2,748 人	4,690 人

資料：八頭町子育て支援センター（年間延べ利用者数）

3　家庭、地域等の養育支援の様子

こどもや子育てをめぐる社会環境が大きく変化してきている中、児童虐待をはじめとしたこどもを取り巻く問題は複雑化してきており、その背景には保護者の養育困難な環境や生活困窮の実態が見えてきています。

そのような中、八頭町では、子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を組織し、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、関係機関と連携をはかり、見守り・サポートを行っています。

また、障がいのあるこどもや発達支援が必要なこどもに対しても関係機関と連携し、個々の成長段階に応じた養育支援を行っています。

３－１　子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童及びその保護者、要支援児童並びに特定妊婦の早期発見やその適切な保護を図り、保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成するため、関係機関が適切な連携のもとで対応し、こども及びその家庭への支援を行っています。

３－２　障がい児の保育・教育・療育

町内の保育所においては、障がい児を可能な限り受け入れているほか、学校教育においては、対象児童・生徒がいる場合、特別支援学級を各小学校、中学校に設置しています。

また、必要に応じ、療育や福祉サービスの利用を進めています。

３－３　こどもの発達支援

すべてのこどもの個性を守り、個々に合う発達段階に応じた健やかな成長を育むために、専門家による子育て相談やことばの相談、発達の相談事業を実施しています。また親子で参加する小集団教室を開催し、こどもの発達を支援するとともに保護者への子育て支援を行なっています。

また、こどもと関わりの深い保育士等の専門職の資質向上を図る研修会や保育所巡回指導を実施し、よりよい発達支援を進めるために必要な人材の育成に取り組んでいます。

このように、こどもの発達に係る保健、福祉、教育分野の関係機関が連携し、こどもの発達段階に応じた適切な支援を適宜行なえるよう体制を整えています。

３－４　こどもの貧困対策

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりするこどもを支援するため、学習支援が必要な中学生等に対して学習機会の提供を行っています。

また、地域の大人との継続的な交流の場を通して、こどもたちに安心安全な居場所を提供し、さまざまな活動を行うなかでこどもたちの情操や社会性、生活習慣等の育ちを支える「子どもの居場所づくり」の取組を推進することを目的に「子ども食堂」の運営補助をしています。

●学習支援事業実施状況

名　　称	ぴょんぴょん学習塾
実施方法	委託実施
実施団体	社会福祉法人　愛光会 母子生活支援施設のぞみ
対　　象	児童扶養手当の支給を受けている家庭の小・中学生
実施日	毎週月～土曜日
実施場所	母子生活支援施設　のぞみ
実施内容	元教員や大学生等が学習塾の支援員となり、参加者の学習支援を行う。

資料：福祉課（令和６年４月１日現在）

●参加者数

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ぴょんぴょん学習塾	6,253 人	3,577 人	3,172 人	3,405 人	3,425 人

資料：福祉課（年間延べ参加者数）

●子ども食堂の実施状況

名　　称 (開始年月)	のぞみ親子食堂 （平成 29 年 10 月～）	寺子屋みらいこおげ （平成 30 年１月～）	みんなの居場所 はっちゃん （令和４年６月～）
実施団体	社会福祉法人　愛光会 母子生活支援施設のぞみ	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ さんいんみらい事業所	はっちゃんクラブ
対　　象	ひとり親家庭の親子、学習支援事業を利用している児童他	小学生から高校生までの児童生徒と保護者、地域の方	３歳から 18 歳までのこどもと保護者、地域の方
開催日時	毎月第１・３土曜日 17:30～19:00	毎週金曜日 17:30～19:00	毎週金曜日 16:00～18:00
実施場所	母子生活支援施設のぞみ・ホール	郡家西地区公民館	八東体育文化センター
料　　金	弁当１個につき 100 円	こども無料 大人 200 円	こども無料 大人 300 円

資料：福祉課（令和６年４月１日現在）

●子ども食堂の参加者数

区　分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
のぞみ親子食堂	児童	513 人	558 人	568 人	1,032 人	1,312 人
	大人	322 人	366 人	294 人		
寺子屋 みらいこおげ	児童	694 人	195 人	588 人	1,934 人	2,236 人
	大人	303 人	111 人	350 人	717 人	655 人
みんなの居場所 はっちゃん	児童				416 人	793 人
	大人				276 人	232 人
合　　計		1,832 人	1,230 人	1,800 人	4,375 人	5,228 人

資料：福祉課（年間延べ参加者数等）

4　こどもと子育ての様子（ニーズ調査結果）

４－１　調査アンケートの概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「第３期八頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、就学前児童の保護者を対象に保育や子育て支援等のニーズを把握するために、次の内容により調査アンケート実施しました。

調査の結果、対象者 627 人に対して回収は 283 人、回収率は 45.1%となりました。

●回収状況等

配布数	回収数	うち無効	有効回答数	有効回答率
627人	283人	0	283人	45.1%

【参考】前回（平成30年度）の調査の有効回答率68%

●調査アンケートの実施方法

◆調査対象者：町内在住の就学前の児童を養育する保護者
◆抽出方法：住民基本台帳をもとに抽出
◆対象者数：627人
◆調査基準日：令和5年12月1日
◆調査期間：令和5年12月22日から令和6年1月21日
◆調査形式：WEBまたは冊子等
※きょうだいがある場合、それぞれ回答を依頼
◆調査方法：

配布

対象児童が町内保育所に通所している…保育所を通じてWEB通知配布
※希望者にのみ冊子等配布
対象児童が町内保育所に通所していない…郵送によりWEB通知および冊子等配布

回答

対象児童が町内保育所に通所している…WEBまたは保育所を通じて回答用紙回収
対象児童が町内保育所に通所していない…WEBまたは郵送・窓口で回答用紙回収

◆調査項目：国の基準をベースに全32問としました

（1） 家族の状況（問1～問5）
（2） 育ちをめぐる環境（問6～問11）
（3） 保護者の就労業況（問12～問14）
（4） 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（問15～問16）
（5） 地域の子育て支援拠点事業の利用状況（問17～問19）
（6） 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（問20～問21）
（7） 病気の際の対応（平日の教育・保育を利用する方のみ）（問22）
（8） 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用（問23～問25）
（9） 小学校就学後の放課後の過ごし方（お子さんが５歳以上の方のみ）（問26～問29）
（10） 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度（問30）
（11） 満足度・自由記載（問31～問32）

●その他

◆「★」は、量の見込みの推計上、必要な項目です。
◆図表中の割合の合計は、小数点以下第２位を四捨五入した数値等であるため、100%にならない場合があります。
◆図表中の「N（number）＝」は集計対象となった回答者を限定した設問にのみ、その回答者数を表したものです。表示のないものについては全員（N=283）が集計対象です。
◆本文中の選択肢について、長い場合は簡略化している場合があります。
◆「こども」表記を含め、アンケート当時の設問、回答のままを記載しています。

４－２　おもな調査結果

●家族の状況について

★【問1】家族の居住地区

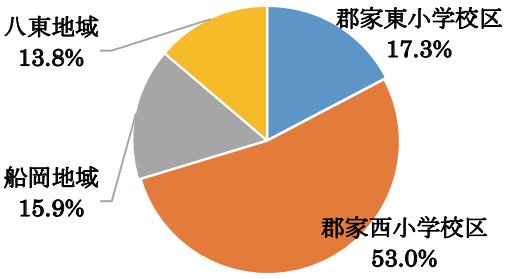

【問1-1】子どもの入所先

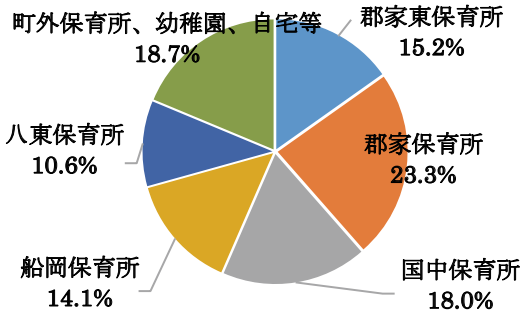

・居住地区と入所先保育所の割合がほぼ同じで、住まいに近い地域での保育が望まれ、また充足されていることがうかがえます。
・郡家西小学校区は 53.0%と、多くの子育て世帯が集中しているようです。

★【問2】子どもの年齢

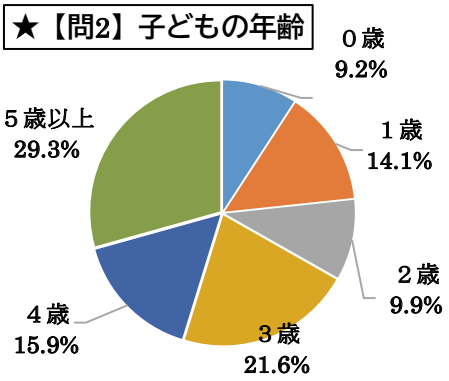

★【問3】アンケート回答者

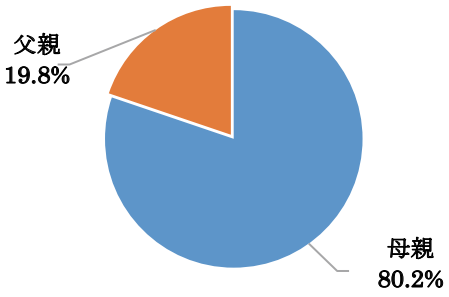

・３歳と５歳以上のこどもを持つ家庭が比較的多いことがわかります。
・回答者の 80.2%が母親、父親による回答は 19.8%となっており、回答者のほとんどが母親であることがわかります。父親の回答者は比較的少ないですが、一定数います。その他の回答者はありませんでした。

★【問4】婚姻の状況

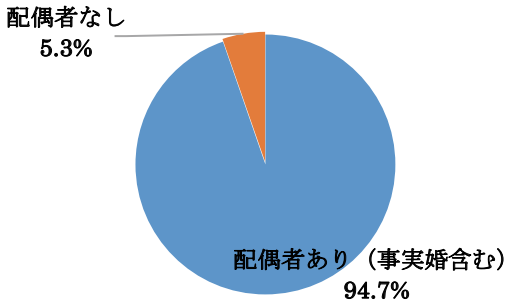

★【問5】主な子育て者

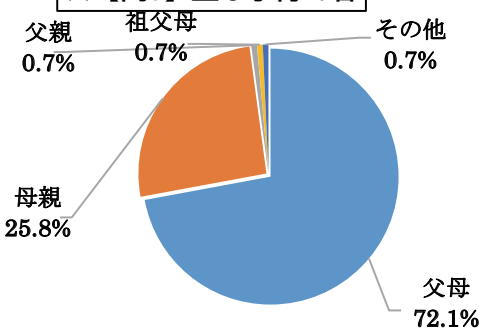

・回答者のほとんどに配偶者がいることがわかります。「配偶者なし」の回答者も 5.3%と一定数いますが、全体の割合は比較的低いです。
・父母が主な子育てを行っている割合が 72.1%で最も高く、父母の役割が子育ての中心であることが示されます。
・母親だけが主な子育てを行っている割合が 25.8%で、母子家庭や母子家族の存在が一定数あることがうかがえます。
【参考】「問 5・その他」は「家族全員」

●育ちをめぐる環境について

【問6】子育てに日常的に関わっている者（複数回答）

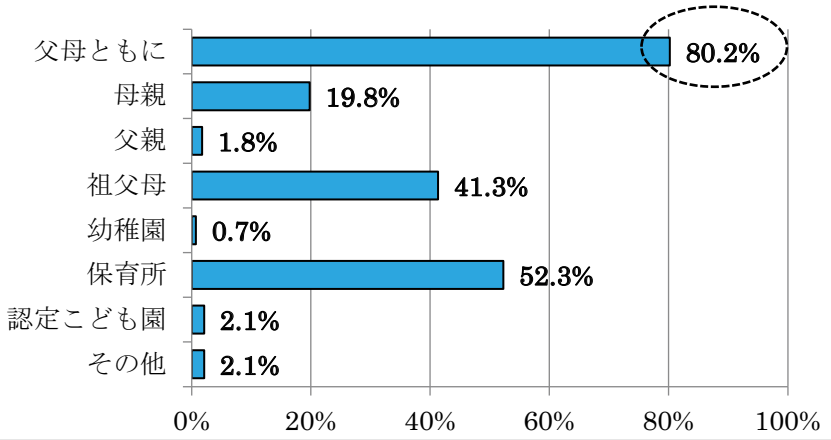

・「父母ともに」の割合が 80.2%と、子育てに日常的に関わっている者の大部分は父母であることがわかります。
・「母親」のみの回答は 19.8%と一定数ありますが、「父親」のみは 1.8%と少数で、父母の一方（母）に子育てが集中、また、ひとり親家庭の存在があるようです。
・父母以外では、祖父母や保育所が多く関わっているようです。
・子育てにおいては家族全体や地域社会の協力が重要であり、特に祖父母や保育所の支援が子育てを支える要素となっていることが考えられます。
【参考】「その他」は「いとこ」「兄弟」「子育て支援センター」

【問7】子育てにもっとも影響する環境（複数回答）

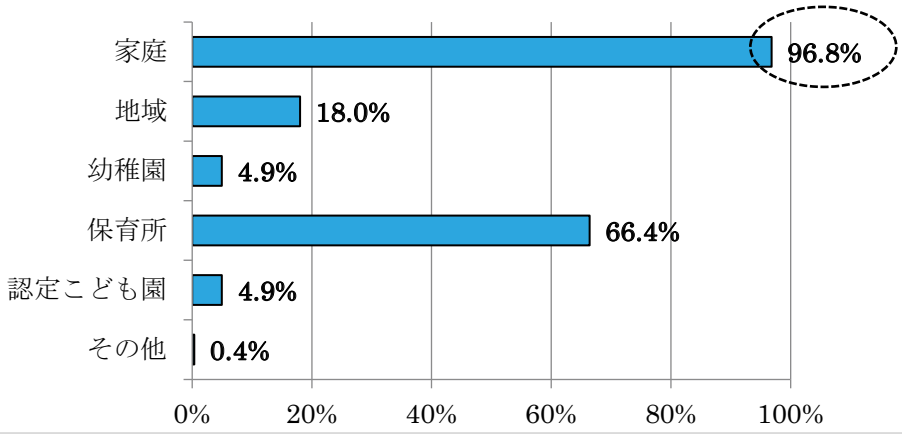

・子育てにおいて最も影響を与える環境は、家庭の 96.8%あることがわかります。
・保育所、幼稚園、認定こども園を合計すると 76.2%と、多くの方が影響を与える環境の一つであると考えており、教育・保育事業が子育てにおいて重要な役割を担っていることがうかがえます。
・地域やその他の環境も一定の影響があるようです。
【参考】「その他」は「友人」

【問10】子育てに関する相談先（複数回答）

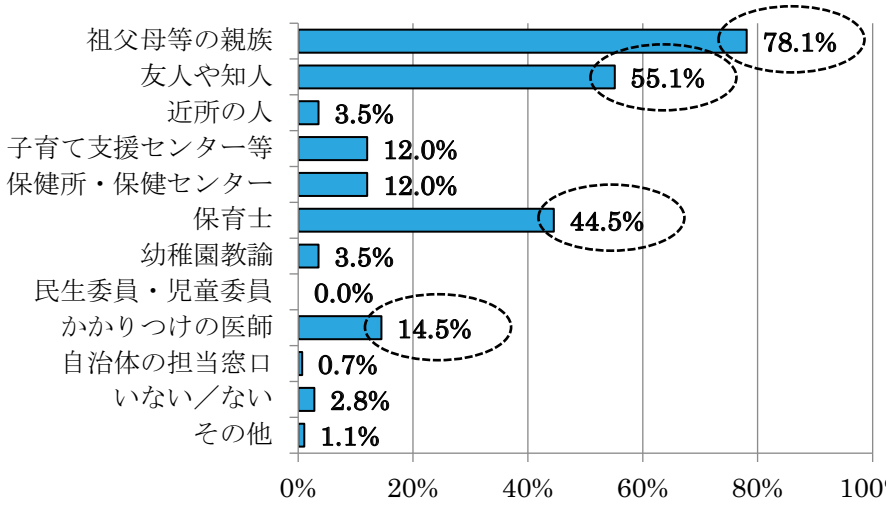

・子育てに関して気軽に相談できる先として、祖父母等の親族が 78.1%、友人・知人が 55.1%など、比較的身近な者が多いことがわかります。
・保育士やかかりつけの医師も相談先として一定の割合を占めていますが、民生委員・児童委員や自治体の窓口はあまり利用されていないようです。
【参考】「その他」は「職場の人」等

●保護者の就労状況について

★【問12】父母の就労状況

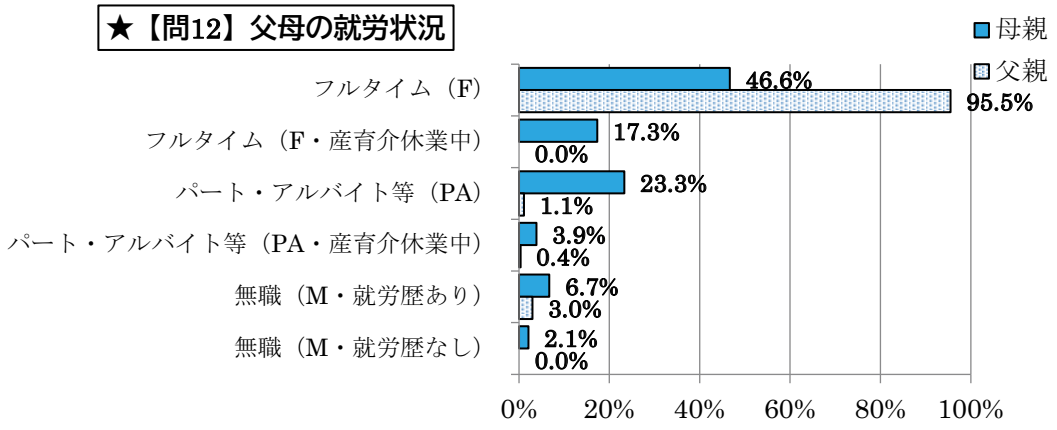

★【問12】母親の就労状況（年齢別）

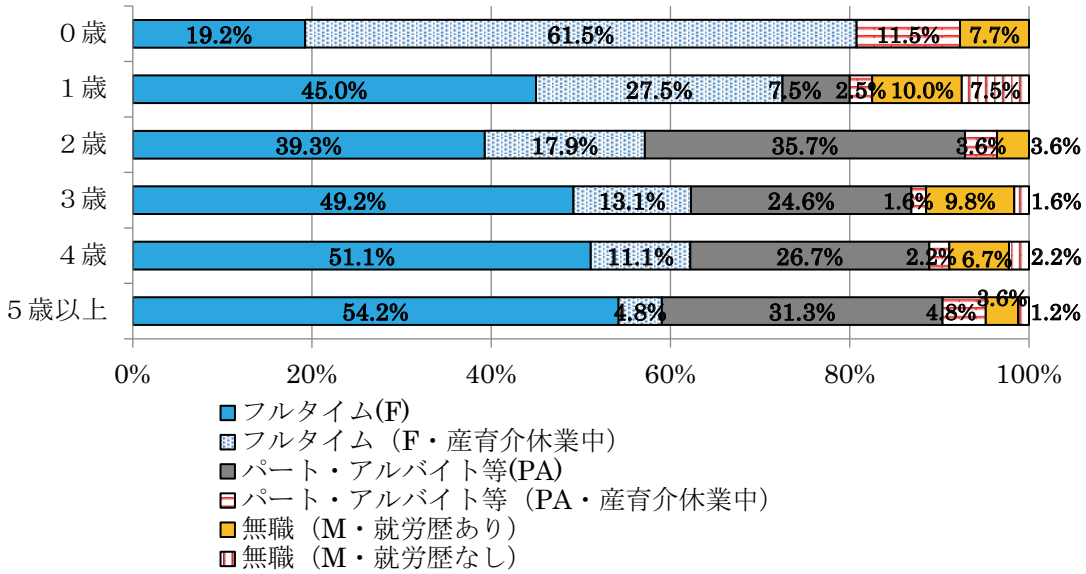

【母親】

0歳：73%が産休・育休・介護休業中。19.2%が育休等なし、または復職

1歳：Fで復職する割合が増え、産休・育休・介護休業中の割合が減少。Mの割合が17.5%と一番高い

2歳：PA等で働く割合が一番高く、産休・育休・介護休業中の割合も比較的高い

3歳・4歳：Fで働く割合が高く、産休・育休・介護休業中の割合が比較的低い

5歳以上： Fで働く割合が最も高く、PA等で働く割合も比較的高く、85.5%が何かしらの就労中。産休・育休・介護休業中の割合は低い。

・全体的に見ると、年齢が上がるにつれてF就労の割合が減少し、PA就労の割合が増加しています。また休業中の割合も減少し、こどもの成長に伴い、保育需要が拡大していくと考えられます。

・1歳でMの割合が高くなるのは、育休明けに退職している可能性があります。

【父親】

・95.5%がフルタイム就労中で、父親が家計を支えているのが明らかです。

◆家庭類型について

家庭類型は、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成26年1月)」に基づき、調査に回答した保護者における配偶者の有無や就労状況等で、家庭を分類したものです。

【現在】は現在の状況で、**【潜在】**は保護者の今後の就労意向(フルタイムに転換したい、就労したい等)を反映したものとなっています。

★【問12～14】家庭類型（現在・潜在）

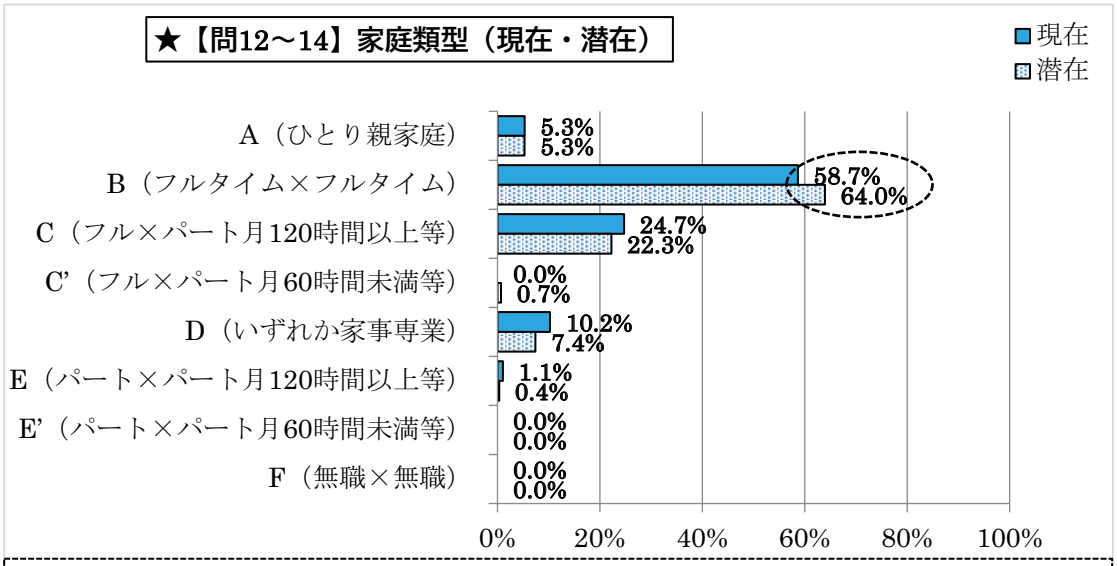

【現在】

・最も多い労働パターンは、B:フルタイム×フルタイムで、全体の58.7%を占めています。両親がフルタイムで働くことが一般的であることがわかります。

・A:ひとり親家庭は、5.3%と比較的少数ですが、その存在が示されています。ひとり親が家庭を支えるために単独労働の状況があります。

・CやEなどのカテゴリには、パートタイムで働く家庭が含まれており、労働力市場でパートタイム労働が一定の割合を占めていることを反映しています。しかし月の労働時間が60時間未満の家庭は0%で、パートタイマーではあっても、ある程度の時間は働き、収入を確保したい傾向があると考えられます。

・F：無職×無職の家庭も0%で、少なくともこの調査対象の家庭では、どちらかが働いて収入を得ている状況が一般的であることを示しています。

【潜在】（保護者の今後の就労意向を反映したもの）

・B：フルタイム×フルタイムの割合は増加（58.7% から 64.0%）。

・C：フル×パート月120時間以上の割合は減少（24.7% から 22.3%）。

・D:いずれか家事専業の割合は減少（10.2% から 7.4%）。

・E:パート×パート月120時間以上の割合は減少（1.1% から 0.4%）。

・その他の労働パターン（C'、E'、F）の割合は変化なし。

・フルタイム就労に転換したい、働きたい傾向にあることがうかがえますが、八頭町では**【現在】**と**【潜在】**について、各項目で特別大きな差はないようです。

●教育・保育事業の利用状況について

★【問15】平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（年齢別）

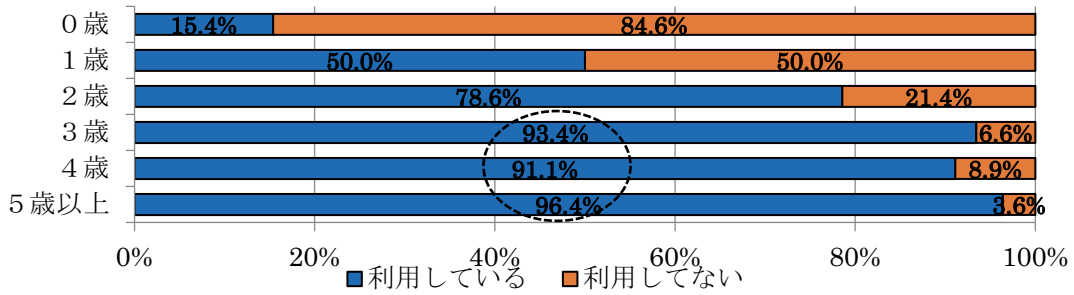

・１歳までの年齢は、基本的なケアと安定した環境と親の愛情が重要視されているようで、家庭で保育する人が半数以上を占めています。こどもの年齢が進むにつれて事業の利用率が高まり、３歳以上では９割以上が利用しています。

★【問15-1,15-3】利用事業の状況・場所（複数回答・N=224）

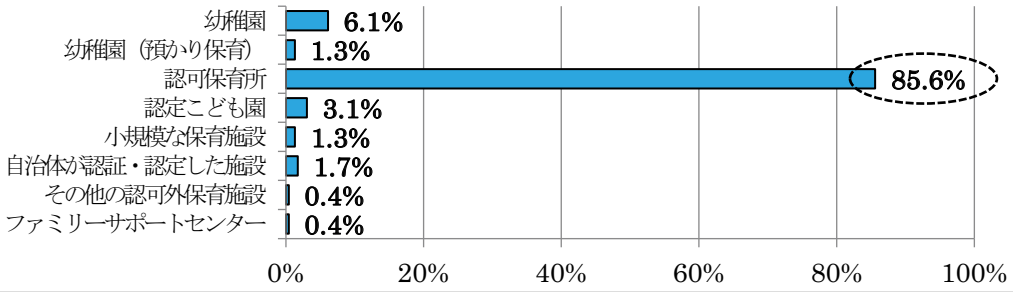

・認可保育所が最も一般的に利用されており、他の施設に比べて圧倒的な利用率を示しています。幼稚園や認定こども園も利用もありますが、全体の中ではそれぞれ6.1%と3.1%となっており、相対的に低いです。
・小規模な保育施設や自治体が認証した施設、その他の認可外保育施設、ファミリーサポートセンターなどは利用率が限られていることが分かります。

【参考】上記のうち、【問15-3】利用施設の場所は、町内94.2%、町外5.8%

★【問16,16-1】利用希望事業（複数回答）

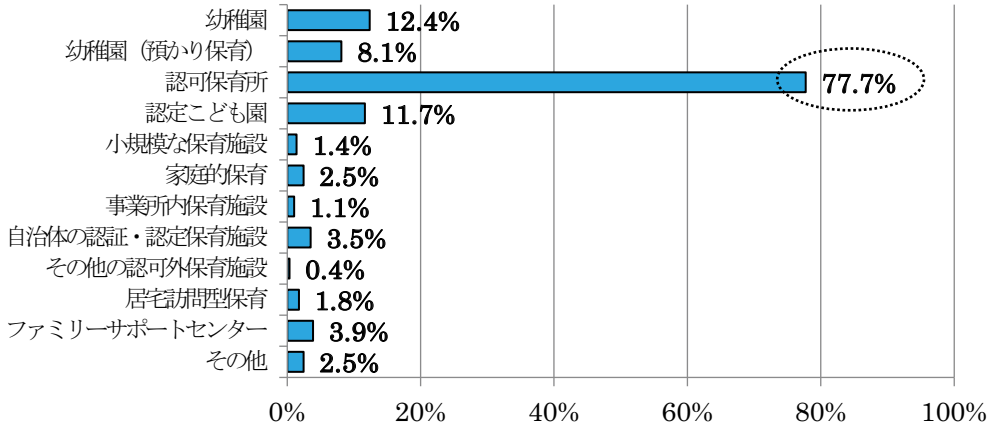

・認可保育所が最も高い利用希望を示しており、その他の保育施設に比べて圧倒的な需要があります。
・幼稚園や認定こども園も利用希望が一定数存在しますが、需要は少なめです。
・小規模な保育施設や事業所内保育施設、居宅訪問型保育、ファミリーサポートセンターなどの需要はそれほど高くなく限定的なようです。

【参考】上記のうち、【問16-1】利用施設の希望する場所は、町内92.9%、町外7.1%。
町外施設を利用したい傾向がある（実際5.8%⇒希望7.1%）
「その他」は「特にない」「負担の少ない幼稚園」「自由選択の認定こども園」

●地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

★【問17】地域子育て支援拠点事業の利用状況（年齢別）

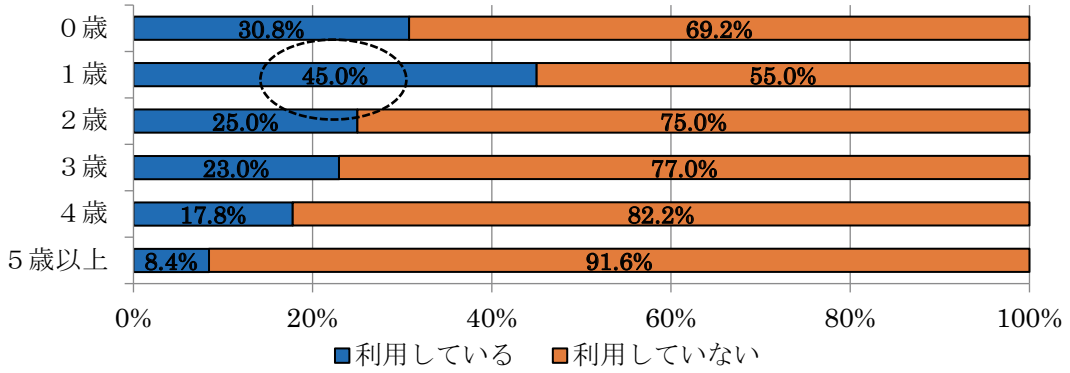

・０歳のうちは 30.8%と少なからず利用はありますが、月齢が低いうちは家庭で過ごす選択をされる方が多いと考えられます。
・１歳で利用する割合が最も高く、約半数近い 45.0%が利用しています。
・１歳以降は年齢を重ねるにつれ利用が減少し、利用しない選択をする割合が増加していき、主に保育所等、教育・保育事業への利用に切り替わっていると考えられます。
・子育て支援拠点施設は、比較的年齢が低いこどもへの役割が大きい状況となっていますが、全体の利用率が 21.9%で、一部の方が利用する事業となっている傾向があります。
【参考】主に「子育て支援センター」での事業が対象

★【問18】地域子育て支援拠点事業の利用希望（年齢別）

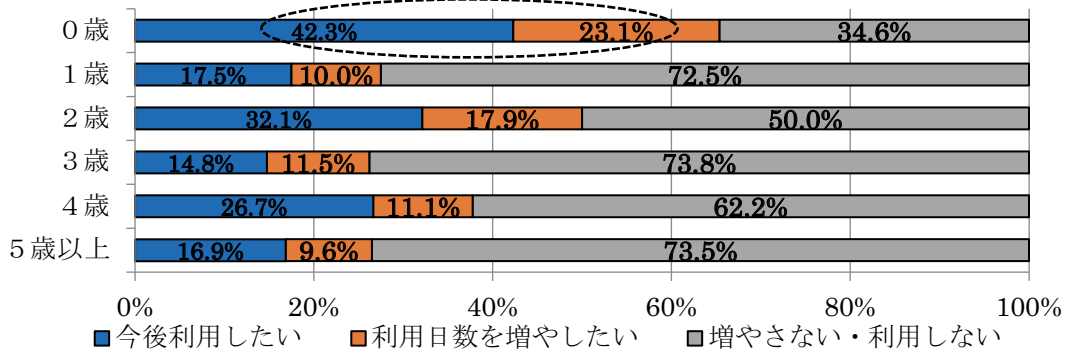

・０歳は 65.4%と利用希望が最も高く、半数以上の方が利用したいと考えているようです。月齢が低いうちは家庭で過ごす選択をされる方が多い反面、ある程度月齢が進んでくると、母子の気分転換や交流等、外出を希望する傾向が高まってくると考えられます。
・１歳以降は年齢を重ねるにつれ、多少の変動はあるものの利用希望が減少し、主に保育所等、教育・保育事業への利用に切り替わっていると考えられます。
・子育て支援拠点施設は、比較的、年齢が低いこどもへの役割が期待されます。

●土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

★【問20(1)】土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望（年齢別）

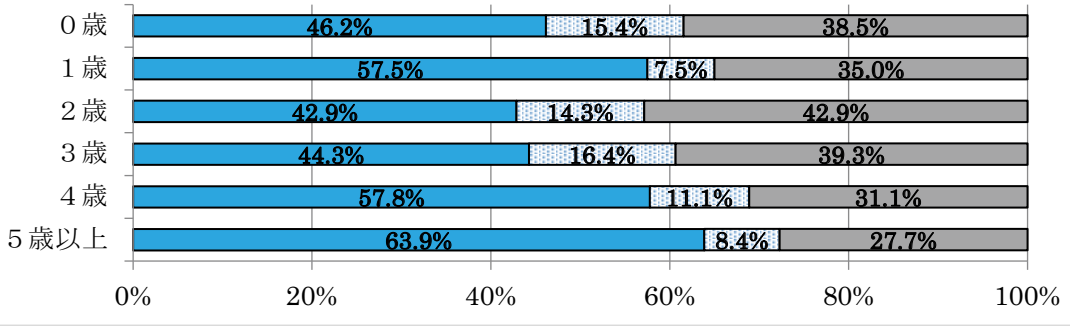

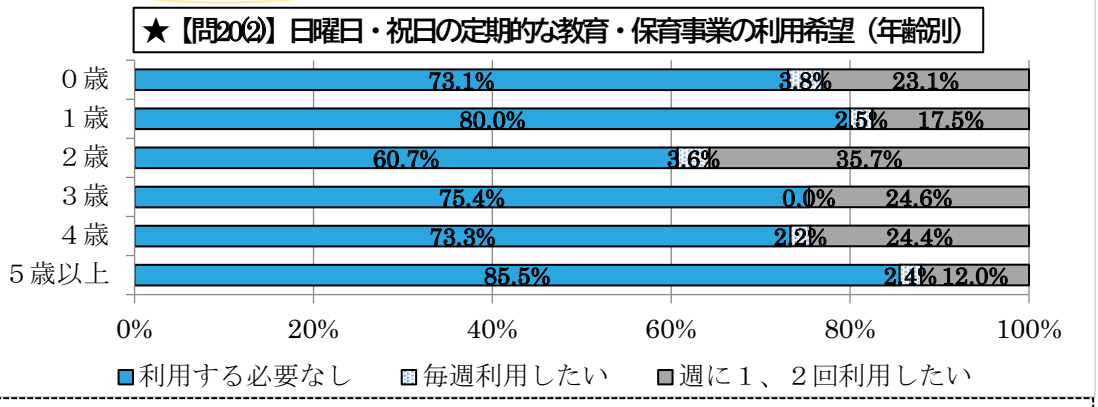

・日曜日・祝日と比べて、土曜日に利用したい傾向がみられます。
・全体的に毎週よりも、月に数回の利用が望まれているようです。
・０歳から１歳までは育児休暇等のせいかある程度の利用希望しかなかったものが、２歳から増加し、それ以降は年齢を重ねるにつれ利用希望が減少し、利用しない選択をする割合が増加していきます。

●病気の際の対応について

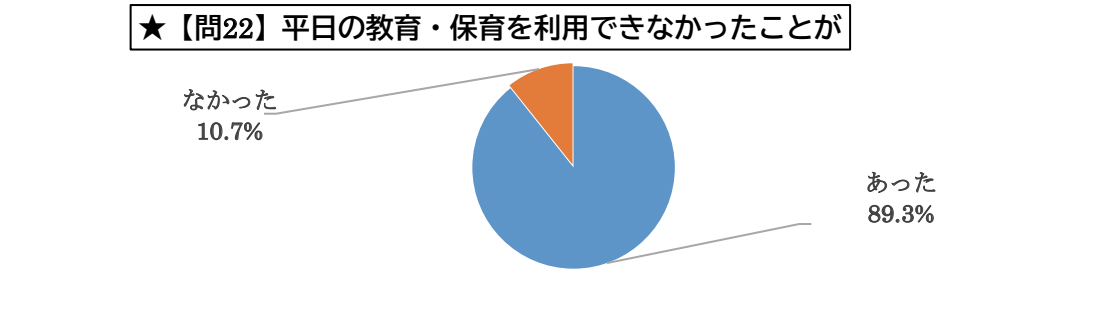

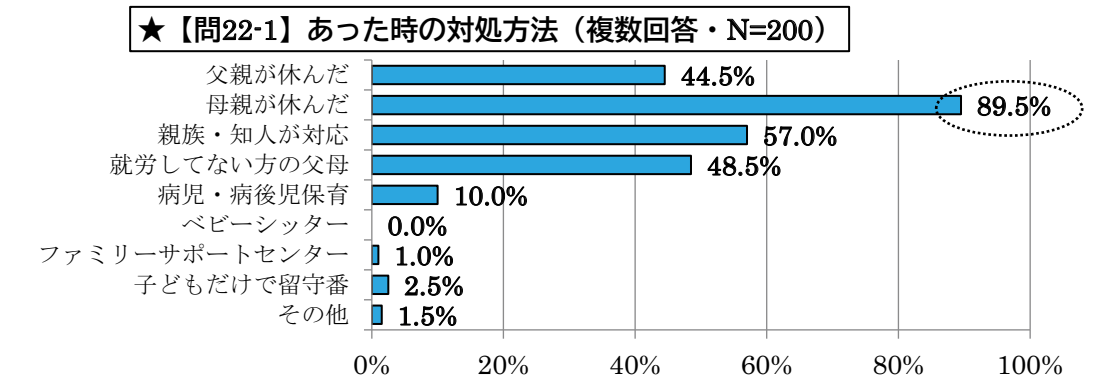

・89.3%と大部分の方が、病気などの理由で平日の教育・保育を利用できなかったことがあるようです。
・また、利用できなかった場合に、母親が休んでこどもの看護にあたることが、89.5%と最も多く、次に親族や知人が対応することが多いことが分かります。
・病児・病後児保育の利用は一定数ありますが、ベビーシッターやファミリーサポートセンターを利用することは少ないようです。

【参考】「対処方法・その他」は「母子生活支援施設の職員に助けてもらう」等

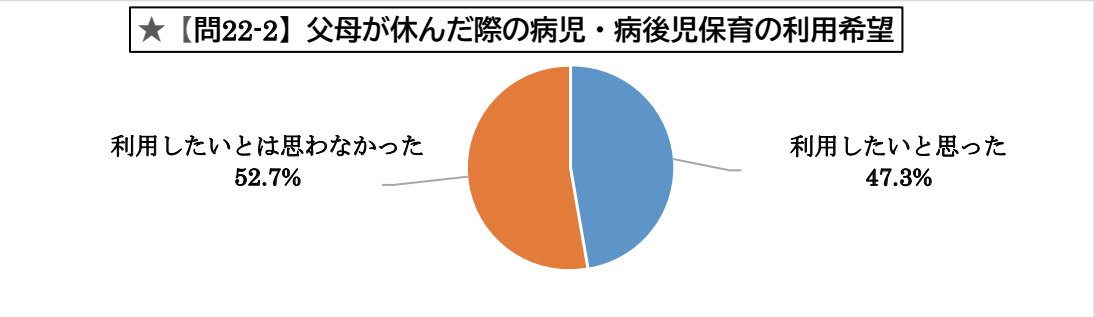

★【問22-2】利用希望日数（N=87）

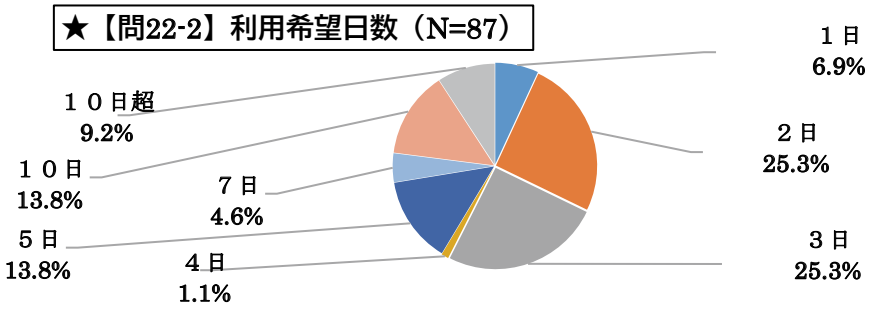

【問22-3】病児・病後児保育の事業形態（複数回答・N=87））

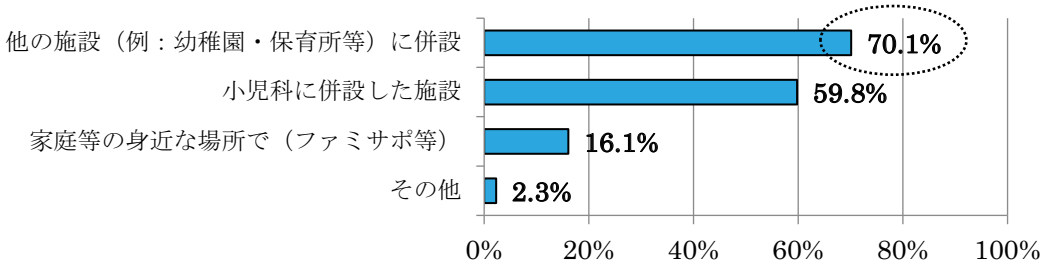

・病児・病後児保育を利用したいと思う人と思わない人の割合は、ほぼ半々であることが分かります。利用したいと思わなかった人の割合が若干高いものの、需要があることがわかります。
・利用希望日数は１～３日といった数日の利用希望が、57.5%と半数以上を占めるものの、７日以上は 27.6%と、多くの日数の利用希望も一定数あるようです。
・事業形態としては、保育所等に併設する形が 70.1%と最も多く、普段通所している保育場所と同所が利用しやすいと感じる人が多く、また慣れている場所の方がこどもも安心できるとの保護者の考えがあるようです。
・保育所はこどものための施設や設備が整っていることが多く、適していると考えられるため、安心して利用できるという面があるかもしれません。
・小児科への併設も半数以上が希望しており、医療的なサポートが即座に受けられるため、こどもが病気の際に安心感を持てると考えられます。
・また、こどもが病気の際には保護者も不安やストレスを感じることが多いですが、小児科に併設されている施設であれば、保護者も安心して仕事などに取り組むことができると考えられます。

【参考】「その他」は「普段通っている保育所」

●一時預かり等の利用について

★【問23】不定期の教育・保育事業の利用状況（複数回答）

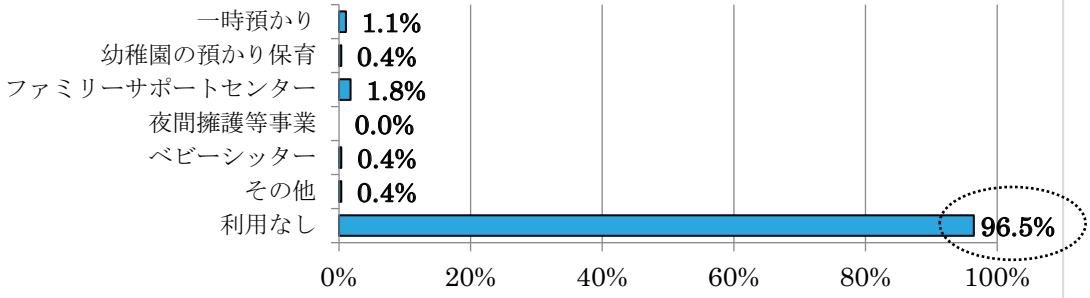

・不定期の教育・保育事業を利用している割合は全体の 3.5%にとどまり、残りの 96.5%は利用していない状況であることが分かります。
・利用している場合でも、利用率は比較的低いことが分かります。
・需要が少ない事業のようですが、どうしても必要な場合があると考えられます。

【参考】幼稚園の預かり保育の利用者は 1 人で年間 200 日利用、「利用状況・その他」は「民間の託児事業」

●小学校就学後の放課後の過ごし方

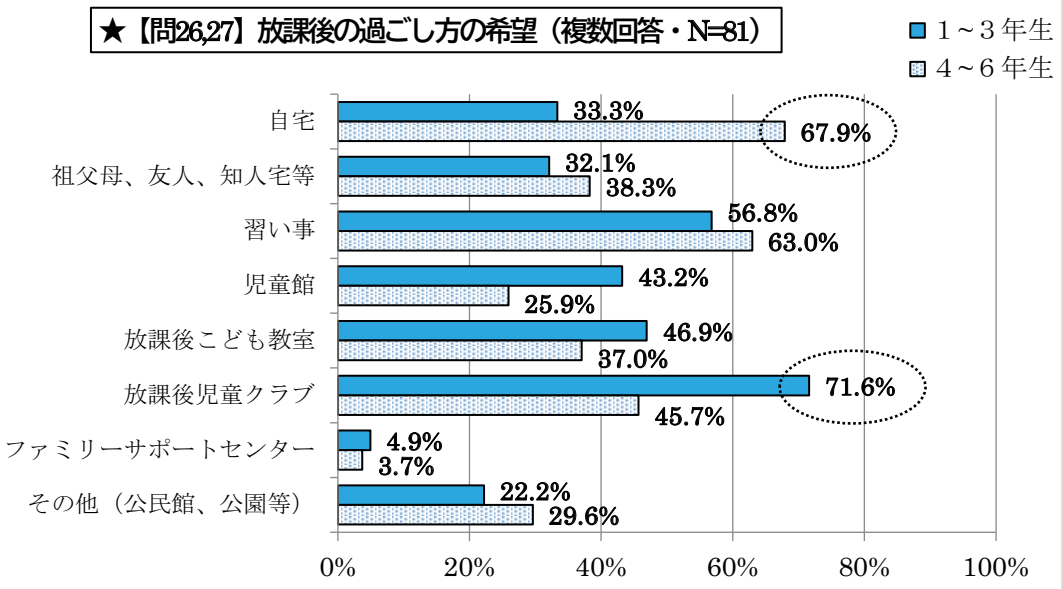

・１～３年生の間は、放課後児童クラブの利用希望が 71.6%と非常に高い一方、４～６年生になると、自宅で過ごしてほしいとの希望が 67.9%と増加します。これはこどもが成長し、１人でも安心して自宅で過ごせるようになったためと思われます。
・ファミリーサポートセンターやその他の施設への関心は比較的低いようです。
・全学年の間、半数以上が週に２日程度は習い事に通わせたい希望が多く、習い事への関心の高さがうかがえます。
・１～３年生の間は、児童館や放課後児童クラブなどの公共施設を利用する希望が高い一方で、４～６年生のこどもを持つ親は自宅や習い事などでの過ごし方を希望する傾向がみられます。

●職場の両立支援制度について

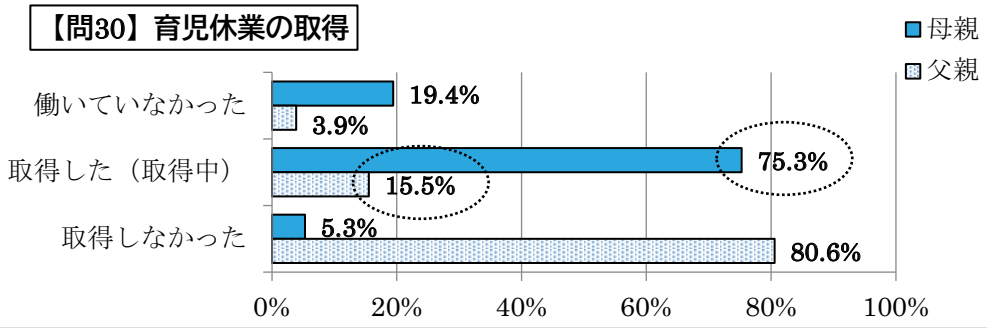

・母親の育児休業の取得が 75.3%と高い一方で、父親の育児休業の取得は 15.5%と低いです。母親は無職の方も一定数存在します。
・父親が取得していない理由として、配偶者（母親）が休んだためが 55.3%と高くこどもが小さいうちの子育ては、主に母親が担っていることが考えられます。
・母親が育児休業を取得していない理由として、46.7%が取得要件を満たさなかったため取得できない、また取りにくい、仕事に戻るのが難しい現実があります。
・父親が育児休業を取得していない理由として、68.9%が仕事が忙しい、休みにくいといった職場の事情に関係する理由が多く、また 52.2%が経済的不安もあるようです。仕事や経済的な負担は、主に父親の担う部分となっているようです。

【参考】「その他」は「経済的に無理（母親）」「夫の連れ子（母親）」「有給をとった（父親）」「取ろうと思っていない（父親）」「育児に協力する気なし（父親）」等

●満足度

【問31】八頭町の子育て環境・支援の満足度（年齢別）

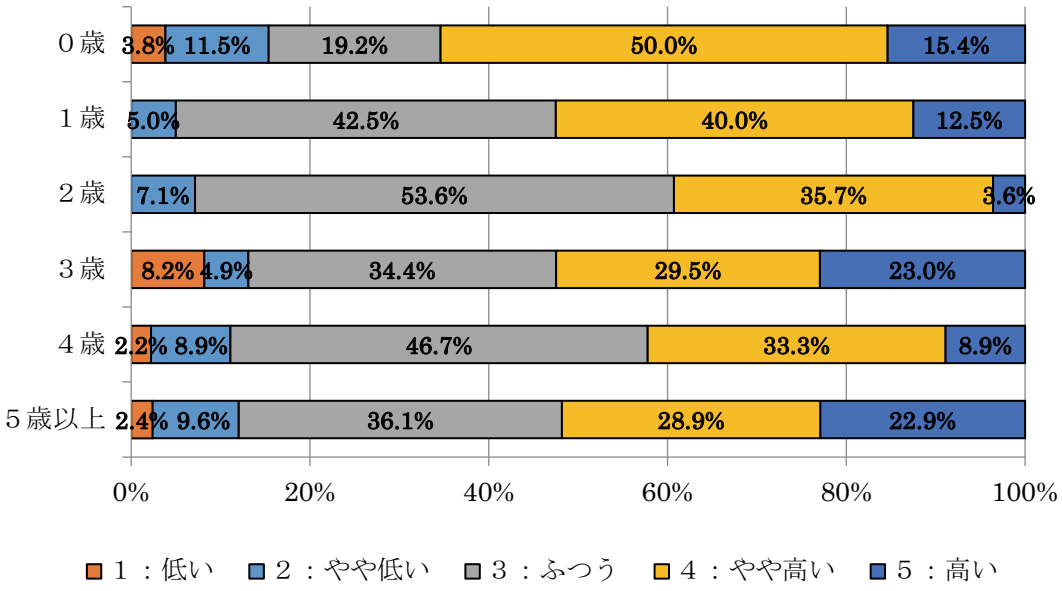

・０歳のこどもを持つ方は、全体の 65.4%が「やや高い」「高い」と回答しており、５歳までの間で、八頭町の子育て環境や支援に一番満足していただいているようですが、反面、「低い」「やや低い」との回答も 15.3%と一番多いです。
・０歳から２歳までの間で「やや高い」「高い」という回答が減少し、こどもが成長していく２歳までの間に、何かしらの不満がある可能性があります。
・３歳以降は、おおむね半数が「やや高い」「高い」と回答していますが、「低い」「やや低い」との回答も一定数あり、４歳で多くみられます。
・全体的には「やや高い」「高い」が合計で 50.5%と、半数以上が満足度の高い傾向にありますが「普通」との回答も多くあります。

４－３　認定こども園についての調査結果（独自調査）

「特別利用保育」について

「特別利用保育」とは、「幼稚園などの教育施設が地域にない」、または、「幼稚園などの教育施設はあるが、利用希望者の自宅から距離が離れていて実際には利用することができない」などの各地域の状況により、本来、保育の必要性の無い満３歳以上のこども（＝１号認定こども）が保育所を利用できる制度です。八頭町では、町内に１号認定こどもが利用可能な教育施設（＝幼稚園や認定こども園など）が無いため、令和４年４月１日から、保育所の利用定員の範囲内で「特別利用保育」を実施しています。

【問16-3】特別利用保育について

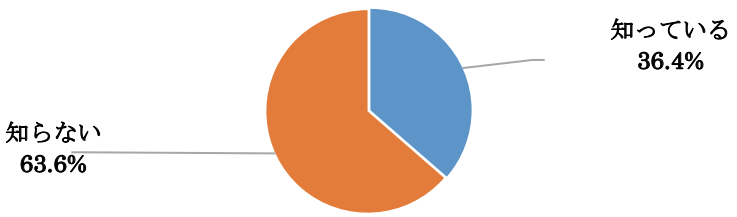

・制度を「知らない」という回答が 63.6%と 6 割以上を占めています。
・町内に 1 号認定こども（＝保育の必要性のない 3 歳以上のこども）が利用可能な教育施設が無いため、令和 4 年 4 月から開始した町内保育所での特別利用保育について、現時点で制度の認知度が低い状況であることが分かります。

【問16-4】１号認定こどもとしての施設の利用希望

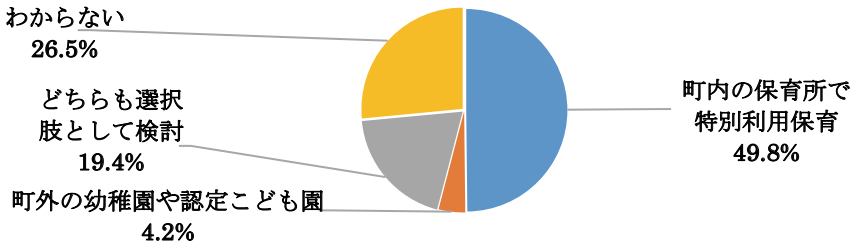

・１号認定としての施設の利用希望は、「町内の保育所で特別利用保育」の回答が 49.8%と概ね半数を占めています。理由として、「自宅から近く、利便性が高い」というものが多く挙げられていました。
・「町内保育所と町外の幼稚園・認定こども園のどちらも選択肢として検討」との回答が 19.4%となっており、町内保育所を利用の選択肢とする割合が約 7 割となっています。
・「町外の幼稚園や認定こども園」の利用希望は、4.2%と相対的に低い割合となっています。
・**【問 16-3】**で、町内保育所の特別利用保育の制度を「知らない」という回答が 6 割以上あったなかで、1 号認定での施設利用について、より身近な保育所を希望する割合が高いといえます。

【問16-6】認定こども園の必要性

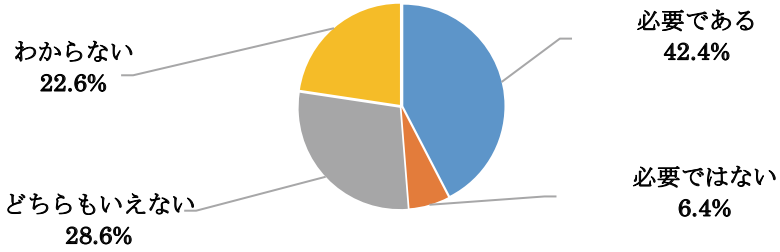

【「必要である」の回答】42.4%
・町内に 1 号認定こども（＝保育の必要性のないこども）が入所可能な認定こども園が「必要である」という回答が 4 割強あります。
・「幼児教育が必要である」や「教育の要素も入れて」などの認定こども園が持つ機能が理由として挙げられているほか、「就学前の集団生活が必要」や「こども同士の交流が必要」、「就労などの保育の必要性にかかわらず通える施設が必要」など、保育所での特別利用保育で充足できそうな事項も理由として挙げられています。

【「必要である」理由】（抜粋）
・幼児教育は必要だと思うから
・教育の要素も入れての保育をして欲しい。小学生に上がる準備にもなると思う
・幼児教育に興味がある、教育の選択肢を増やしたい
・市内まで送迎できる状況かどうか。保育・教育の内容はどうか等を考えて選ぶ
・町民のニーズが少なからずあるのではないか
・保育所しかないのは、選択肢が少ない。選択肢は多い方が良い
・鳥取市内で入園者が多い為、選択肢の 1 つとして必要と思っている
・鳥取市には幼稚園があり、八頭町には無いです。選択肢や就労条件に関わらず預けれる施設があったら親としては安心します
・八頭町内に幼稚園や認定こども園がないから
・近隣市町村との差を減らしてほしい
・鳥取市や他の町にはある。八頭町もやってほしい。色々と検討したい

【「必要である」理由】（抜粋・続き）

・子供にとって家族以外の人と過ごす時間も必要だから
・修学前に集団生活を身に付けさせるのは大事なことだと思う。就労してないからという理由で保育所を利用できないのは困る
・子供同士の交流
・小学校入学までに集団生活に慣れる機会が全員にある方がいいと思う
・保育園などの集団で過ごせる環境で学ぶことが多いから
・どんな状況の子も等しく場所を与えるべきだと思うので。入る入らないは家庭の自由ですが
・町内の人に見守られて育ってほしい。町内なら安心して預けられる。
・遠くまで送って行くのは負担だから
・両親のどちらかが、職がなくなる可能性があるから
・保育園は、就労していることが預ける条件だが、就労していなくても預けられる施設もあることは望ましいと思う。・保育園は、就労していることが預ける条件だが、就労していなくても預けられる施設もあることは望ましいと思う。
・（特別利用保育の）制度を知り、失業しても行けれるので、安心感が出てホッとしました
・両親が就労してなくても入れる施設があるのはありがたい
・普通は通える範囲に幼稚園はあるものだと思うから。市内では小学校に上がると校区が違うのでお友達とは離れてしまう。働いているお母さん方の中で無職は肩身が狭い
・専業主婦でも入所できる施設は必要。働き方は人それぞれ。自治体格差の解消は必要だと考えます
・今でも結婚、妊娠、出産を機に仕事を辞める人は多いと思われるが、日中子どもを日常的に預ける（保育所に入れる）条件が就労となると、続けて子どもを産みたい場合などでも一旦就労しなくてはならないので負担が大きい
・就労が条件の保育所だけでは各家庭の事情にそぐわない。
・仕事をしてなくても子育てをずっと家でするのは大変だろうから親のストレス軽減と虐待のリスクを下げるために必要である
・就業状況だけで保育が必要かどうか一概に判断できないと思うため(2 人目がまだ小さいから 1 人目は預けたいなど)
・家族計画、就労のタイミングは各家庭によって違う。上の子を保育所に通わせている途中で下の子が生まれても退所せずに教育部として通わせられる認定こども園は必要不可欠
・子どもと離れる時間も必要だと思うので。他の子供とのコミュニケーションを取ることも大事だと思うので

【「必要ではない」の回答】6.4%

・「必要ではない」の回答割合は低い状況です。
・理由として「(町内保育所での）特別利用保育の制度があれば必要ない。」や、現在の保育所運営の充実を希望するなどの意見が挙げられています。

【「必要ではない」理由】（抜粋）

・特別利用保育制度があれば特に必要性を感じないから
・保育園でも利用できるので、個人的には必要ないと思う
・認定子ども園にどうしても入れたければ鳥取市の施設を利用すればいいから
・今の時代、両親が共働き、土日にも勤務があることも当たり前の状態である。そういった対応ができるように保育補助員や非常勤の保育士、シニア世代の活用など対応の幅を広げられるような仕掛けをしてほしい
・緊急性や必要性の低い施設を新設するより、既存施設の人手不足解消・待遇改善に取り組んで欲しい。病児保育・病児後保育も安定して利用出来ない。これらを解消しないまま新規施設が開設されるのは、今いる子供は大事にされていないと感じる
・施設を新設するよりも、既存施設の人員が足らず、使用ができない制度があるので既存施設の安定した運営が必要だと考える

【「どちらともいえない」の回答】28.6%
【「わからない」の回答】22.6%

・「どちらともいえない」との回答が３割近くあります。理由をみると、「幼児教育の選択肢としてあって良い。」、「保育（２・３号）の利用制限への懸念」、「特別利用保育の利用による代替」などの様々な考えがあることがうかがえます。
・また、「ニーズがどの程度あるかわからない」や「保護者によってニーズが異なる」との意見もあります。
・「わからない」との回答も２割強と一定程度あり、保護者として判断することが難しい状況であることもうかがえます。

【「どちらともいえない」理由】（抜粋）

・選択肢としてあってよいかも
・認定子ども園は保育以外にも教育活動しているところが魅力的だと思いますただ、認定基準のところにも書いてあるように、１号認定の定員を増やすと、２・３号定員の縮小となる可能性があるのなら、必ずしも認定子ども園が必要とは思わない。施設の整備を改善や保育士さんなど、人員の確保が先だと思います
・身近に頼る人がいない家庭にとっては、短時間でも保育施設に預けられるなら安心して子育てできると思う。認定こども園でないといけないとは思わない
・教育も良いが定員オーバーで希望の施設に入らないのは困る
・保育士を増やして入所できる人数を増やしたり、制度を整えて通える子どもの対象を広げていくのはどうか。認定子ども園にすることでその可能性が広がるならよいのでは
・町内は共働き世帯がほとんどだと思うので
・１号認定の子供が周りにいないし、自分も働くから
・選択肢が増えることは良いと思うが、保育所で受入れ可能であればそれで良いとも思う
・子どもが少ないのであれば、現在のように保育所の中で１号認定の子どももみたら良いと思う
・保育所で特別保育を行なっている現在、子ども園が必要なのか、他の方のニーズがわからない
・特別利用保育の制度があるため
・現状で間に合っているかどうかわからない
・ニーズがどれくらいあるのか分からない
・１号認定の子供が自分の周りにはいない。多いのであればあってもいいと思う
・保護者の意向によってニーズが違うから
・状況による
・鳥取市の認定園への入所が自由になれば、八頭町になくても良いと考える
・町外の園への広域入所が認められれば、そちらに良いところがあるから

町内保育所児童作品

第３章　計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法においては、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要であるとされています。

こどもは社会の希望であり、未来を担う存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我がまちの担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

そうした中、国においては次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和５年４月に「こども基本法」が施行され、これまで大人が中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、その意見を聴き、政策に反映させることが、国や地方公共団体に義務付けられました。また同年 12 月には「こども大綱」および「こども未来戦略」が、また鳥取県においても令和６年３月に「シン・子育て王国とっとり計画」が示されています。

一方、八頭町の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や女性の社会進出の加速化、地域のつながりの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手が少なくなり、子育てが孤立し、その負担感が増加していることが懸念されます。そのため、多様化するこども・子育て支援ニーズに対し、包括的な支援が求められる状況となっています。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定においては、こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向け、第１期計画・第２期計画と２期に渡り進めてきた取組において、継承すべき基本的な視点を踏まえるとともに、時代の潮流を捉えることにより、多様化するニーズに対応する新たな施策の展開も推進します。

また、基本理念については、第１期計画・第２期計画に掲げてきた方向性を継続し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努め、事業の充実を図ることにより、笑顔で子育てができる環境構築を進めます。

【基本理念】

こどもは地域の宝　八頭町のこどもは八頭町のみんなで育てよう！
～支え合い、共に育み、共に育とう　希望あふれる八頭の子育て～

2 基本目標

基本目標については、「八頭町次世代育成支援行動計画」の内容を基礎としつつ、町の他計画との関係性を踏まえて、基本目標の絞り込み等、必要な見直しを図ります。

1．子育てをしているすべての家庭を応援するために

□　こどもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるように、地域資源を活用した取組を推進します。

□　母子の健康確保、健康的なライフスタイルの確立、様々な不安や悩みの解消と軽減、疾病の早期発見、早期治療のための適正な情報提供と相談・指導等を行うことで支援の充実を図ります。また、母子を取り巻く家庭環境、経済的な状況も考慮した支援体制を確立します。

□　子どもの権利条約の趣旨（こどもの生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の保障）を踏まえ、「第２次八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」に基づき、こども一人ひとりの人権を保障していきます。

□　すべてのこどもが等しく健やかに成長できるよう、子育てに伴う家計の負担軽減を図ります。

2．働きながらこどもを育てている人を応援するために

□　働きながらこどもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。また、男性が子育てや家事への理解を深め、男女が共に仕事と家庭の調和が図れるように啓発事業などに取り組んでいきます。

3．こどもが安全に育つ安心なまちづくり

□　地域でこどもを安全に安心して生み育てることができるようにするため、警察や保育所、学校等の連携強化をはじめとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

4．親と子の学びと育ちを応援するために

□　次世代の担い手である地域のこどもたちが、その成長とともに豊かな心と体と学力を育んでいくため、また同時に、家庭を築きこどもを生み育てる意義を理解する次世代の親を育成し、親自身が学び育つことができるようにするため、地域社会の教育環境の整備を進めていきます。

5．こどもの意見を聴き、対話しながらともに進めていくために

□　これまで大人が中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう推進していきます。

3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

基本理念

こどもは地域の宝　八頭町のこどもは八頭町のみんなで育てよう！
～支え合い、共に育み、共に育とう　希望あふれる八頭の子育て～

基本目標	施策
1　子育てをしているすべての家庭を応援するために	**1－1　子育てを地域で支えるシステムづくり** ア．地域における子育て支援施策の充実 イ．人材の育成・確保 **1－2　こどもの健康の確保** ア．母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 イ．食育の推進 ウ．小児医療の充実 エ．思春期における保健対策の充実 **1－3　こどもの発達の権利保障と人権保障** ア．こどもの人権の保障 イ．こどもの虐待防止 ウ．ひとり親家庭などへの支援 エ．生活困窮家庭への支援 オ．障がいのあるこどもとその親への支援 カ．個人の健康状態に応じた施策の推進・充実 **1－4　子育てに伴う経済的負担の軽減** ア．経済的負担の軽減
2　働きながらこどもを育てている人を応援するために	**2－1　子育てと仕事が両立できるまち** ア．保育サービス等の充実 イ．子育てしやすい就労環境の整備
3　こどもが安全に育つ安心なまちづくり	**3－1　こどもが安全で暮らしやすい生活環境づくり** ア．安心して外出ができる環境の整備 イ．暮らしやすい住環境の整備 ウ．こども等の安全確保
4　親と子の学びと育ちを応援するために	**4－1　心身ともに健やかなこどもの育成** ア．家庭や地域の教育力の充実 イ．こどもの遊び・体験の拠点施設の整備 ウ．幼児教育の推進 エ．小・中学校教育の充実 オ．学校外活動の充実
5　こどもの意見を聴き、対話しながらともに進めていくために	**5－1　こども・若者の意見に耳を傾ける** ア．こども・若者の意見反映と参画の推進

4 SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて

SDGs は、発展途上国も先進国自身も、すべての加盟国が取り組むべき目標であり、日本も、国や地方、官や民を問わず多くの機関・団体や企業が目標達成に向けて積極的に取り組んでいます。

第３期八頭町子ども・子育て支援事業計画もまた、こどもの育ち、子育て、児童福祉という側面から SDGs の実現に貢献するものですが、17 のゴールの中で関係が強いものは、＜1.貧困をなくそう＞、＜2.飢餓をゼロに＞、＜3.すべての人に健康と福祉を＞、＜4.質の高い教育をみんなに＞、＜5.ジェンダー平等を実現しよう＞、＜10.人や国の不平等をなくそう＞、＜11.住み続けられるまちづくりを＞、＜16.平和と公正をすべての人に＞、＜17.パートナーシップで目標を達成しよう＞です。

「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）」

2015 年 9 月の国連サミットで全会一致による採択。「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標

第４章　基本目標ごとの取組（次世代育成支援行動計画）

1 子育てをしているすべての家庭を応援するために

一般家庭やひとり親家庭、虐待に遭ったこどもや障がいのあるこどもを養育している人、家庭での育児や施設での養育等、子育てをしているすべての人やこどもに対して、必要な物的・人的資源を確保しながら、母子保健をはじめとした成育医療等の提供を行い、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

１－１　子育てを地域で支えるシステムづくり

ア．地域における子育て支援施策の充実

【主要課題】

子育て家庭やあらゆる子育て団体のネットワークの拠点となる地域子育て支援センターが、子育てに関する相談事業の実施やさまざまな情報提供の場として、また、地域住民やすべての子育て家庭の交流の場として機能するよう体制を整え、地域の子育て力の底上げを図っていくことが必要です。

【基本方針】

◎充実した地域子育て支援事業の実施を行うとともに、すべての子育て家庭に対して分かりやすい情報提供に努めます。
◎子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、支え、専門的な知識による子育てへのアドバイスやニーズに沿った子育て支援事業を提供できるよう相談体制を整えます。
◎子育てを行う家庭の仲間づくりの場、また、子育て家庭と地域住民とのつながりの場を提供し、地域で一緒になって子育てに取り組む体制づくりに努めます。

【推進施策】

●地域子育て支援センター事業の推進

子育てに関する情報集約と提供、相談事業、子育てサークルの育成、子育て家庭の交流場所の提供を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
子育てに関する相談、情報提供、子育てサークルの育成、子育て家庭の交流場所の提供等の事業を推進した。	他事業や他機関と連携し、充実した事業の展開を図る。利用者支援事業（基本型）の実施。毎週土曜日の終日開所。	町民課

●ファミリーサポートセンター事業の推進

育児の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、育児と仕事を両立し、安心して働くことができるよう推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
事業のＰＲ、子育て支援センターとの連携等を行い、事業の充実を図った。	アドバイザーを中心としたサポート体制の充実、事業ＰＲによる支援会員の増加を図る。	町民課

●子育て支援事業の普及啓発

実施している子育て支援施策について、すべての子育て家庭に分かりやすく説明したパンフレット、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信等により、広く情報提供を行うとともに、子育て支援事業の普及啓発に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ＨＰでの周知、「八頭町子育て応援ガイドブック」の発行、母子健康管理アプリ「母子モ」を活用し、継続して子育てに関する情報発信を行った。	様々な方法で子育て支援に係る事業や制度の情報発信を行う。	町民課

●産前産後ヘルパー派遣

出産前後の家事や育児などの支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、出産前後の母体の健康を守るとともに、家事等の負担軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
出産前後に情報提供を実施した。（委託先１か所）	ニーズの把握と情報提供を行う。	保健課

●ベビー・こども用品のリユース支援

家庭で使用することがなくなったベビー・こども用品などを回収し、希望者へ貸し出すといったリユースの体制を整えることで、子育て家庭の育児を助けるとともに保護者同士の交流促進を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
子育て支援センターで実施した。子育てサークルとの連携は休止。	子育て支援センター以外の場所でもリユース事業を行い、資源の有効活用を図る。	町民課

●子育てサークル支援事業

子育てサークルの登録を促進し、その活動を支援するため補助金を交付します。子育てサークルの活動を通じて保護者同士の交流を促進し、地域で安心してこどもを生み育てる環境をつくり、子育てに関する不安の解消を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	子育てサークルの活動に対して補助金を交付し、その活動を支援する。（１団体につき上限２万円）	町民課

●乳児等通園支援事業の実施

保育所等に入所していない満３歳未満の乳幼児に対し、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児やその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための保護者との対話、また、子育てに関する情報の提供、助言等を行い、未就園児家庭の子育て支援の強化を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	令和８年度の事業開始に向けて、国の動向に注視しながら実施内容の検討を行うとともに、実施体制の確保を行う。 事業実施により、こどもの良質な成育環境を整備し、未就園児家庭の子育て支援の強化を図る。	町民課

●地域こどもの生活支援強化事業

地域のこどもに対し、食事、体験、文房具、居場所等の提供を行う事業者に補助金を交付し、子育て世帯への支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	事業実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援することで、子育て世帯への生活援助や、こどもの居場所づくりの推進を図る。	福祉課

イ．人材の育成・確保

【主要課題】

人口減少が見込まれる中でも、自然豊かな八頭町で地域の資源を十分に活用し、心身ともに健全な児童の育成を図るため、人材の育成・確保を進めていくことが大きな課題です。

【基本方針】

◎地域の力を活用した子育て支援事業の充実を図るため、家庭教育支援チーム員やボランティアコーディネーターの養成を進めていきます。

◎次世代の地域のリーダーを担う人材育成を進めていきます。

◎心身ともに健康なこどもを育てるため、豊かな自然を活用した体験活動等を提供する人材育成を進めていきます。

【推進施策】

●ジュニアリーダーの育成

ジュニアリーダー（中・高校生対象）として学校外でさまざまな体験活動をすることで児童の健全育成を図るとともに、地域に根差した活動を展開することで地域への愛着心を深め、次代を担う地域のリーダー育成を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
八頭中学生で構成される「ブルーバード」として、様々なイベントに参加し、地域の人との交流を図ることができた。	更に会員数を増やすとともに、多様な分野で活動を展開していく。	社会教育課

●ボランティアの養成、配置

ボランティア事業を推進するため、八頭町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターを養成します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
八頭町社会福祉協議会がボランティアコーディネーターを配置した。 まちづくり委員会で事業推進員をボランティアの講師として、小中学校の長期休業中に勉強会を実施した。	ボランティア事業の継続により、ボランティアコーディネーターの育成を図る。	福祉課

●家庭教育支援チーム員（学校・家庭・地域連携教育推進事業）の養成、配置

子育てに関する情報の発信や学習機会の提供、子育てに関する相談等を身近な地域で行う人材を養成します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
定期的にミーティングを実施。また、国や県主催の研修参加を促進した。	各種研修会へ家庭教育支援チーム員を派遣し、八頭町全体の取組に発展させる。	社会教育課

●スポーツ推進委員の養成、配置

地域毎にスポーツ推進委員を配置し、生涯スポーツの振興を図るとともに町体育協会、スポーツ少年団等の活動を支援し、心身ともに健康なこどもを育てる指導者を養成します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町体育協会との連携及びスポーツ少年団の活動支援を行った。	スポーツ教室等を通じて、未来の指導者の育成を図り、適正な配置をする。	社会教育課

１－２　こどもの健康の確保

ア．母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

【主要課題】

各種健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、母子の健康確保や様々な不安、悩みの解消へ軽減を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めていきます。

【基本方針】

◎安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援します。
◎各種健診の未受診者へ受診勧奨等に努めます。
◎妊娠中・授乳中の飲酒、喫煙の影響について啓発を行います。
◎不妊・不育に悩む方に対する支援として、医療費助成等の情報を提供していきます。

【推進施策】

●母子健康手帳の交付と妊婦相談

妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、配偶者を含めた家族のかかわり方や妊娠・出産に関する相談・情報提供を行い、相談体制を充実させます。また、母子健康手帳を補完する、母子健康管理アプリの啓発を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
母子健康手帳交付、妊娠・出産に関する相談や情報提供を実施した。	母子健康手帳交付、相談、情報提供の継続実施、全対象者への面接実施、母子健康管理アプリの啓発を行う。	保健課

●マタニティ・子育て支援タクシー助成

妊娠・出産時の母体の保護と精神的、経済的な負担の軽減を図るため、妊婦等が健康診査、出産等のためにタクシーを利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
妊婦の妊娠・出産時に必要な移動に係る支援を行った。令和５年度から出産後の産後健康診査による移動も対象とした。	妊娠、出産などへ不安の多い中、いつでも病院へタクシーで往復できる環境を確保し、経費の助成により経済的支援を図る。	町民課

●各種健康診査・助成

妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚検査費用助成、産後健康診査の実施。各種乳幼児健康診査（乳児健康診査、１歳６か月児健康診査、２歳児歯科健康診査、３歳児健康診査、５歳児健康診査等）を実施し、健康状態、発育・発達状態の確認・把握と状況に応じた指導を行います。また、未受診者等の把握・受診勧奨に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
妊婦健康診査は 14 回助成。その他の健康診査は随時実施し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図った。新生児聴覚検査初回費用は、2,000 円を上限に助成を実施した。	妊産婦健康診査・新生児聴覚検査費用助成の継続実施。各種乳幼児健康診査の継続実施及び未受診者への受診勧奨に努める。	保健課

●妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等を実施することにより、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	妊婦等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる。	保健課

●妊婦面接・訪問等

ニーズに応じた面接、訪問等を行い、妊娠・出産・育児への不安の軽減・解消のために、妊娠期から出産・子育てまで継続的な相談・指導を行います。また、妊娠・出産に伴う疾病の早期発見・早期治療、健やかな出産を迎えるために妊婦健診の受診勧奨を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ニーズに応じた継続的な面談、情報提供、訪問を実施した。	ニーズに応じた面談、情報提供、訪問を継続実施し、関係機関との連携を図りながら支援する。	保健課

●産婦・新生児訪問

関係機関と連携を図り、妊娠・分娩・産じょくの母体の健康状態の把握、新生児の栄養・健康状態の把握に努め、必要なケア、保健指導を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
全対象者への訪問を実施した。訪問が困難な場合は、来所にて面談を実施した。	全対象者への訪問を継続実施し、関係機関との連携を図りながら支援を実施する。	保健課

●産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てが出来る支援体制を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	産後ケアを利用することで産後の心身の不調を軽減し、安心して子育てが行えるよう支援体制を整える。	保健課

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

育児等に関する様々な悩みを解消できるように、相談、情報提供を行います。親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスに繋ぎます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
産婦・新生児訪問と同時実施した。	継続実施	保健課

●予防接種
　各種感染症・伝染病の発生及びまん延を防止するため、接種率の向上に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各種定期予防接種、一部任意予防接種費用の助成を実施した。	継続実施。接種勧奨による接種率の向上を図る。	保健課

●不妊・不育治療等への支援
　妊娠及び出産を望む夫婦が行う不妊及び不育治療等に対して、その経済的負担を軽減するため不妊治療費の助成を行うとともに、安心してこどもを産み育てることができるよう支援します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
不育症検査治療費助成、特定不妊治療費助成、保険適用で実施された特定不妊治療費助成を実施した。	継続実施。不育症検査治療費助成及び特定不妊治療費の助成を行う。	保健課

イ．食育の推進

【主要課題】
　児童の健全な食習慣を確立するためには、こどもや保護者が食に対する関心や理解を深めることが重要であり、発育・発達の段階に応じた食育を推進していく必要があります。

【基本方針】
◎乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食育の推進を図ります。
◎地産地消をすすめ、食文化を伝えることで食に対する豊かな心を育みます。
◎学校給食におけるアレルギー対応を進めることで食育の充実を図ります。

【推進施策】
●乳幼児健康診査における食育の推進
　乳児健康診査、１歳６か月児健康診査、２歳児歯科健康診査、３歳児健康診査、５歳児健康診査等の各種健診時に栄養、食育に関する相談、指導を行います。また、各健診時等に食育の啓発を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各種健診時に食育に関する相談・指導や、配布資料及びポスター等による啓発を実施した。	継続実施	保健課

●離乳食講習会
　発育の状況に合わせた離乳食の情報の提供、栄養及び調理法の指導を行い、こどもの食習慣の基礎づくりを推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
月齢に応じた離乳食の展開についての情報提供や、調理体験や試食を交えたメニュー紹介を実施した。	継続実施	保健課

●保育所における食育の推進
　保育所保育指針に基づく保育所食育計画を策定、本計画や八頭町食育計画に基づく取組を実施し、こどもの発達段階に応じた食育を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各保育所において食習慣やマナーに関する児童への指導、給食に関する保護者への情報提供、菜園活動やクッキング活動など食育推進のための活動・取組を実施した。	八頭町食育推進計画や保育所食育計画に基づく保育所における食育活動を継続して実施し、食を通した児童の健全な育成を図る。	町民課

●小・中学校における食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等が地産地消の取組を活かした献立作成、給食時間の巡回、授業等で食に関する指導を実施します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
栄養教諭１人、学校栄養職員１人による食に関する指導を実施した。	継続実施	学校教育課

●学校給食におけるアレルギー対応食の充実

食物アレルギーをもつ児童・生徒が、アレルギーを持たない児童・生徒と同じように給食を楽しむことができる環境を整えることで、「食の大切さ」、「食事の楽しさ」への理解力を深めることができるよう食育を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
食物アレルギーを持つ個々の状態に応じて、アレルギー物質を除去した給食、代替食を提供した。	継続実施	学校教育課

ウ．小児医療の充実

【主要課題】

安心してこどもを産み育てていく環境を整えていくためには、新生児期からの適切な医療体制の整備・充実を図ることが必要です。また、緊急医療体制の強化が課題です。

【基本方針】

◎広域的な連携による緊急医療体制の強化を図ります。

◎すべてのこどもたちの健康の保持及び生活の安定を図るために、医療費の負担の軽減を図ります。

【推進施策】

●緊急医療体制の整備・周知

救急の場合でも、スムーズに適切な医療を受けることができるように、東部医師会、東部歯科医師会と連携し、医療提供体制の整備を図り、小児を抱えた保護者の不安の解消のため小児救急電話相談事業（とっとり子ども救急ダイヤル）の啓発を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
東部医師会、東部歯科医師会と連携し、体制の整備を図った。 とっとり子ども救急ダイヤルの周知・啓発を実施した。	東部医師会、東部歯科医師会との連携、とっとり子ども救急ダイヤルの啓発を継続実施する。	保健課

●特別医療費助成事業

医療費を助成することにより、健康の保持及び生活の安定を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
令和６年度より小児医療費の無償化を実施した。 ・小児（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで） ・ひとり親世帯 ・身体障害者手帳 1、２級 ・療育手帳Ａ、Ｂ（程度による） ・精神障害者保健福祉手帳１級 ・特定疾病（20 歳未満）	継続実施	町民課

●自立支援医療

精神疾患で病院や診療所に通院して医療を受けられた場合や身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来的に障がいが残ると認められる疾患がある児童の医療費、薬局による調剤、訪問看護等を利用された場合に公費の負担が受けられます。障がい等のある方への経済的支援として、制度利用の啓発を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
登録医療機関への医療費の助成及び交通費の一部を助成した。	継続実施	福祉課

エ．思春期における保健対策の充実

【主要課題】

思春期においてさまざまな問題行動や身体的・精神的症状を示すこどもたちが少なくない中、そのような問題が生じる背景にある諸要因を正しく理解し、こどもたちの成長を見守り、支える体制づくりを進めていくことが課題です。

【基本方針】

◎思春期のこどもに関し、家庭・地域・学校において生命の大切さの教育の充実と、正しい性の知識や方法の普及啓発を図ります。

◎こどもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実を進めます。

【推進施策】

●心身の健全な発育のための教育の充実

思春期のこどもに関し、家庭・地域・学校において生命の大切さの教育の充実と、正しい性の知識や方法の普及啓発を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
発達段階に応じた内容を年間指導計画に位置付けて実施した。	継続実施	学校教育課

●子育ての大切さを中高生へ啓発

こどもたちが家族・社会の一員として、さらに将来の親として必要な適切な判断や意志決定、行動選択ができる能力や態度を習得でき、様々な体験を通じて、家庭の重要性等について理解を深められるよう、保育について学習し、保育体験を実施します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
中学校では、一部生徒の保育体験に加え、全員が命についての性教育を実施した。	継続実施	学校教育課 町民課

１－３　こどもの発達の権利保障と人権保障

ア．こどもの人権の保障

【主要課題】

こどもの視点に立ち、すべてのこどもたちが大人の都合によって不都合な立場や不利益を被ることがないよう、また、すべてのこどもたちの権利が等しく守られるよう関係機関と連携を図り、啓発活動や支援体制の整備を進めていくことが求められます。

【基本方針】

◎子どもの権利条約の趣旨（こどもの生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の保障）を踏まえ、八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画に基づき、こども一人ひとりの人権を保障していきます。

【推進施策】

●こどもの権利行使

こどもの権利を守るための 24 時間の生活保障と、人権を尊重した養育を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各機関と連携し、こどもの発達や学びの連続的な保障に努めた。	継続実施	町民課 学校教育課 保健課

●いじめ防止

いじめ防止対策推進法に基づくもののほか、町内の小・中学校におけるいじめが原因と考えられる重大な事故に関し、調査等を行うことにより、いじめの防止を総合的かつ効果的に推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
いじめの積極的認知に取り組んだことで、学校現場で指導する機会が増え、重大事案が減少した。	各機関と連携し、様々な角度から指導や支援を行い、いじめの未然防止、早期発見に努める。	学校教育課 人権推進課

イ．こどもの虐待防止

【主要課題】

こどもの虐待をはじめとする様々な問題の予防と早期発見、発生後の適切な対応をとることができる連携体制の更なる強化が必要です。

【基本方針】

◎児童虐待や非行などの未然防止や発生時の早期対応など、支援の充実を図ります。

◎各種関係者、関係機関との連携を強化するとともに、地域を巻き込んで児童虐待防止運動を展開していきます。

◎子育て家庭が孤立することのないよう、悩みや不安を共有できる仲間づくり、地域づくりを進めていきます。

【推進施策】

●こども家庭センターの体制整備

「子育て世帯包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持したまま、母子保健と児童福祉の両機能のポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として一体的に相談支援を行う機関として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに切れ目なく対応する体制を整備します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「こども家庭センター」の設置と機能強化を図る。	保健課

●子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を実施し、児童虐待に関する情報交換並びに児童相談所をはじめとする関係機関の連携及び協力の推進を行います。また、児童虐待に関する広報・啓発活動の推進を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
子どもを守る地域協議会を運営し、虐待防止・早期発見・支援体制の強化を図った。	継続実施。子どもを守る地域協議会の運営をし、関係機関と連携し、こどもの虐待防止・早期発見・支援体制の強化を目指す。	保健課

●家庭訪問等

虐待の発生防止、子育てに対する相談・助言を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
保健師、社会福祉士等が必要時、家庭訪問をし、虐待の発生防止・子育ての相談・助言を実施した。	継続実施。保健師、社会福祉士等が必要時に家庭訪問等をし、虐待の発生防止・子育てに対する相談・助言を行う。	保健課

●民生児童委員との連携

民生児童委員との連携を深め、児童虐待の早期発見・対応に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
民生児童委員の研修等を行い、関係機関と連携し必要に応じて対応を行った。	関係機関と連携し、地域での見守り支援の強化を図る。	福祉課 保健課

●子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭においてこどもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、ショートステイ（宿泊を含めた預かり）、トワイライトステイ（平日、夜間や休日の預かり）を児童養護施設や里親等において行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
保護者の疾病や仕事等により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設や里親等において養育・保護等を行った。	児童養護施設や里親等において養育・保護等を継続実施。	保健課

●子育て世帯訪問支援事業
　家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭を対象に訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴をするとともに、家事・育児等の支援を実施することで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	訪問支援員が訪問し、支援することで虐待の防止を図る。	保健課

ウ．ひとり親家庭などへの支援

【主要課題】

　すべてのこどもが心身ともに健全に育つ権利の保障を第一に考え、ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などについて、関係機関と連携して取組の充実を図ることが求められます。

【基本方針】

◎ひとり親家庭の子育て支援を図るため、あらゆる子育て支援事業の優先的な取扱いをすすめていきます。
◎ひとり親家庭が経済的な自立が図られるよう、就業支援事業の実施をすすめます。
◎こどもの貧困対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化します。

【推進施策】

●児童扶養手当の支給
　ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長を助け、生活の安定と自立を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
手当の支給によりひとり親家庭の生活の安定と自立を支援した。	継続実施	福祉課

●ひとり親家庭入学支度金
　ひとり親が養育している児童の小学校・中学校入学支度金を助成することにより、ひとり親家庭の健全な育成、福祉の向上を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ひとり親家庭小・中学校入学支度金として母子・父子家庭へ支給した。（小学校 10,000 円、中学校 15,000 円）	小中学校は継続実施。高校入学支度金（または中学校卒業お祝い金）を検討する。（高等学校以降へ支援拡充）	福祉課

●託児による就労支援
　一時保育事業、ファミリーサポートセンター事業等を利用していただくことで、安心して就労できるよう支援します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
関係機関との連携を図り、託児を行うことにより、ひとり親家庭の就労を支援した。	継続実施	町民課

●母子家庭等自立支援給付金事業
　母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、また、個々の能力開発の取組を支援することで、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
事業実施はできるものの、希望者がなかった。	継続実施。機会を捉え対象者へ制度周知していく。	福祉課

●母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を設置することで、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ケースに応じて活用できる制度等の情報提供を行った。関係機関(特に社協「ほっと」）との連携を図った。	継続実施	福祉課

●ひとり親家庭への相談支援

若年家庭、経済的に不安のある家庭等に対し、定期的に面談を行い、助言・支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ケースに応じて活用できる制度等の情報提供を行った。関係機関(特に社協「ほっと」）との連携を図った。	継続実施	福祉課

●ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の児童が精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けることができなかったりして、児童等の将来に不利益が生じることのないよう、学習支援事業を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
母子生活支援施設のぞみに事業実施を委託し、学習支援を実施した。	継続実施	福祉課

●母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の個々の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、それらを記載したプログラムを策定することで自立支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
支援は行ったが、プログラム策定には至らなかった。	引き続き、策定事業の実施に向けて協議を行う。	福祉課

●面会交流援助費用助成

離婚した父母は、父母間のみではこどもの面会交流をすることが困難な場合があるため、公益社団法人等による面会交流援助を受ける際の費用を助成します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	面会交流を円滑に実施させる。	福祉課

●養育費に係る公正証書等作成補助金

ひとり親家庭へ、養育費にかかる公正証書作成、家庭裁判所の調停申し立て、裁判に要する費用の一部を補助し、負担の軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	養育費の取決めの債務名義化を促進し、養育費の履行を確保する。	福祉課

エ．生活困窮家庭への支援

【主要課題】

生活保護世帯等、生活困窮家庭が増加し続けているなか、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、就労支援、学習支援等を関係機関と連携して取り組むことが求められます。

【基本方針】

◎生活保護世帯等、生活困窮家庭の子育て支援を図るため、あらゆる子育て支援事業の優先的な取扱いをすすめていきます。

◎生活保護世帯等、生活困窮家庭の経済的な自立が図られるよう、就業支援事業の実施をすすめます。

◎こどもの貧困対策に資するよう、生活保護世帯等、生活困窮家庭への支援施策を強化します。

【推進施策】

●学習支援事業

生活保護世帯等、生活困窮家庭のこどもが経済的理由で学習や進学への意欲が低下したり、進学できても中途退学したりして十分な教育を受けることができず、経済的にも社会的にも不利な境遇に置かれ、貧困の連鎖が生じることのないよう、福祉部局と連携して学習支援事業を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
学校が主体となり、夏休み期間に学習支援事業を実施した。子ども食堂時を利用し、学習支援事業を実施した。	継続実施	学校教育課 福祉課

●要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金

経済的な理由によって就学困難な児童・生徒を対象に、就学のための必要な経費等を援助することで、義務教育の円滑な実施に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
対象の保護者全員に支給した。	継続実施	学校教育課

●生活困窮者自立支援事業

生活困窮家庭に対して、就労支援や家計支援を行い経済的自立が図れるよう伴走型支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
相談、家計支援、就労支援等行い、経済的な自立が図れるよう支援した。	継続実施	福祉課

●こどもの居場所づくり推進事業

こどもたちに安心・安全な居場所を提供し、地域との継続的な交流の場を設けることで、家庭的、経済的に困難な課題を抱えるこどもが地域で孤立することのないようこどもと家庭を支える地域・NPO 団体等の支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
子ども食堂実施団体(3団体)へ運営費の補助を行った。 ・社会福祉法人 愛光会 母子生活支援施設 のぞみ(のぞみ親子食堂) ・特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (こども食堂 寺子屋みらいこおげ) ・はっちゃんクラブ（みんなの居場所 はっちゃん）	船岡地域での子ども食堂を実施する。	福祉課

オ．障がいのあるこどもとその親への支援

【主要課題】

障がいのあるこどもや発達支援を要するこどもの早期発見・早期支援に向けて「気になる」時点から、発達段階に応じた適切な支援を切れ目なく、計画的に提供する体制づくりが課題です。

【基本方針】

◎障がいのあるこどもへの発育・教育支援とその親への負担軽減を図ります。
◎発達支援に関わるさまざまな機関が相互に連携を図りながら、発達段階に応じた適切な助言指導に努めます。

【推進施策】

●家庭訪問

障がいのあるこどもの家庭を訪問し、制度等の情報提供や相談・助言を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
療育手帳等を持ったこどもがいる家庭を対象に訪問を行った。	継続実施	福祉課

●特別支援学級・障がい児保育

障がいのあるこどもの自立や社会参加に向け、一人ひとりに対応した適切な支援を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
児童生徒にとって適切な学びの場を決定し、それに応じた特別支援学級を設置した。 児童の状況に応じた保育士の加配を行い、町内全保育所において障がい児保育を実施した。	継続実施。特別支援学級、障がい児保育を継続して実施し、児童生徒の発達を支援する。	学校教育課 町民課

●特別児童扶養手当の支給

心身に障がいがある児童を養育している保護者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
手当ての支給により、福祉の増進を図った。	継続実施	福祉課

●障害児福祉手当の支給

重度障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の方の保護者に対して、負担軽減として手当を支給し、児童の福祉の推進を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
手当ての支給により、福祉の増進を図った。	継続実施	福祉課

●日常生活用具給付費・補装具費の支給

身体等に障がいのある児童の福祉用具購入等の費用を支給し、児童の福祉の推進を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ストマ用装具等の日常生活用具の給付又は貸与により、福祉の増進を図った。	継続実施	福祉課

●軽度の難聴児への補聴器購入費の支給
　身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費用を支給し、言語の習得やコミュニケーション力の向上による児童の福祉の推進を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
購入費用若しくは修理又は再購入に係る費用の助成により、難聴児の福祉の増進を図った。	継続実施	福祉課

●特別支援教育就学奨励費
　特別支援学級で学ぶ児童・生徒を対象に、保護者が負担する経費の一部を援助し、教育の機会均等を実現します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
対象の保護者全員に支給した。	継続実施	学校教育課

●障がい児放課後デイサービスの推進
　日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う障がい児デイサービスの利用を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
利用希望者は多数あるが、事業者が少ないため利用調整しながら実施した。	継続実施。利用者のニーズに対応できるよう検討する。	福祉課

●専門機関との連携
　療育機関、医療機関、児童相談所などの専門機関と連絡を密にし、専門的な指導、助言等の支援を受けることができるよう努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ＬＤ（学習障害）等専門員や教育支援チームを利用し、就学に対しての早期支援を実施した。	継続実施	学校教育課 保健課 町民課 福祉課

●子育て支援事業等への受け入れ
　ファミリーサポートセンター、児童クラブ等で受け入れる対象児童を拡充し、児童福祉の充実を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
既存施設を活用するため、関係機関との連携を図った。	関係機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築する。	町民課 学校教育課

●特別支援学校児童生徒通学支援事業
　県立特別支援学校へ通う生徒（医療的ケアの要る児童生徒を含む）の通学支援を行い、通学日数の確保と保護者の負担軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	既に実施している医療的ケアが必要な通学支援は、事業者による連携した協力を得ながら継続実施し、その他の特別支援学校への通学支援も関係機関と連携し、事業実施を検討する。	学校教育課 福祉課

カ．個人の健康状態に応じた施策の推進・充実

【主要課題】

発育・発達上の課題のあるこどもたちが、適切な支援を受けることができる体制の整備を行います。

【基本方針】

◎発育・発達相談体制の整備を充実させるとともに、各種関係機関等との連携体制を強化します。

【推進施策】

●こどもの発達支援事業（子育て相談、言語指導、小集団教室）・発達相談・専門機関の紹介

個別相談、集団指導等を行い、適切な支援につながるよう助言・指導を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
個々の発達課題にあわせた支援及び保護者支援を実施し、保護者・関係機関とこどもの発達理解を深めた。	個々の発達課題にあわせた支援及び保護者支援の継続実施。	保健課 町民課

１－４　子育てに伴う経済的負担の軽減

ア．経済的負担の軽減

【主要課題】

子育て家庭の経済的負担を軽減するための事業の充実が求められます。

【基本方針】

◎すべてのこどもが等しく健やかに成長することができるよう、子育てに伴う経済的負担を軽減します。

【推進施策】

●保育料の無償化

国の無償化制度により、保育所等に入所する３歳以上児の保育料無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
国制度による３歳以上児の保育料無償化を実施した。 （令和元年 10 月～）	３歳以上児の保育料無償化を継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	町民課

●第２子以降保育料の無償化

国の無償化制度の対象とならない３歳未満児の保育料について、第２子以降の保育料を無償化する町独自施策を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町独自施策による３歳未満児の第２子以降の保育料無償化を実施した。（平成 28 年度～）	３歳未満児の第２子以降保育料無償化を町独自施策として継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	町民課

●３歳以上児の給食費の無償化

令和元年 10 月からの国の保育料無償化制度の開始に伴い、保護者負担として位置付けられた３歳以上児の副食費について、町独自施策として町立保育所入所児童を対象とした無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、令和６年６月からの町立保育所における３歳以上児の主食の調理・提供の開始に伴い、保護者負担として位置付けられている主食費について、町独自施策として町立保育所入所児童を対象とした無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町独自施策により町立保育所へ入所する３歳以上児の給食費（主食費・副食費）の無償化を実施した。（副食費：令和元年 10 月～、主食費：令和６年６月～）	３歳以上児の給食費無償化を町独自施策として継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	町民課

●児童手当の支給

児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
令和６年 10 月より所得要件を撤廃、支給期間を高校生年代までとし、対象となる第３子の支給額を増額した。	継続実施	町民課

●小中学校等入学祝い金の支給

小中学校等に入学する保護者へ祝い金を支給します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
対象の保護者全員に支給した。 小学校入学　20,000 円 中学校入学　30,000 円	継続実施	学校教育課

●学校給食の負担軽減

安心安全な給食を提供しながら給食費に対する補助を行うことにより、保護者の負担軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
給食費に対する補助を実施し、保護者の負担を軽減した。 令和６年度補助額 小学校　120 円／食 中学校　125 円／食	食材価格等の情勢を考慮しながら継続実施する。	学校教育課

●出産のお祝い

次世代を担うこどもたちの出生を祝い、将来の健やかな成長を支援するため、出産祝金、八頭町指定ごみ袋、木のおもちゃを支給します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
出生届の提出時に請求手続きを案内することで、もれなく支給した。出産祝い金は、令和６年度より50,000 円に増額した。	継続実施	町民課 産業観光課

●乳児家庭保育支援給付金の支給
　乳児を日中家庭で保育する保護者に給付金を支給することで、保護者の子育ての選択肢を広げるとともにこどもの健やかな成長を支援します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
現金を支給した。令和５年度から対象期間を生後６ヵ月から２歳未満に延長、令和６年度から 35,000 円/月に増額した。	継続実施。家庭で育児をする子育て世代の経済面や精神面を支え、ゆったりと家庭で育児が行える環境を整える。	町民課

●自転車通学助成
　中学校が定める通学方法により自転車通学をする生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助することで負担軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	義務教育の円滑な運営に資するため、保護者等の負担軽減を図る。	学校教育課

●高校生通学費助成
　鉄道、バスの通学定期を利用している高校生の通学費助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	通学費を負担する保護者負担の軽減を図り、若桜鉄道をはじめとする町内を運行する公共交通機関の利用を促進する。	企画課

●大学等入学支援金
　勉学の意志があるにも関わらず、経済的理由により進学が困難な学生（高等学校等を卒業後２年以内の者に限る）へ入学支度金を支給することで経済的支援を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	就学の途を開き、社会に貢献し得る有用な人材を育成する。	学校教育課

2 働きながらこどもを育てている人を応援するために

働きながらこどもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいきます。

２－１　子育てと仕事が両立できるまち

ア．保育サービス等の充実

【主要課題】

就学前の児童をもつ保護者を対象に実施したニーズ調査結果に基づき、働きながら仕事をしている家庭をはじめとしたすべての子育て家庭のニーズに応じ、質の高い保育・教育の推進と子育て支援の充実を図る必要があります。

【基本方針】

◎子ども・子育て支援新制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

◎保育所事業における ICT の活用により、保育所利用者の利便性の向上や保育の質の向上に努めます。

◎小学校に入学してからもすべての児童が安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブの質の向上や放課後子ども教室の実施をすすめていきます。

◎子育て家庭の多様なニーズに対応できる環境整備に努めます。

【推進施策】

●低年齢児保育（生後６か月から）

０歳児からの保育を実施することにより、保護者の就労支援や子育て支援を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町内全保育所において実施した。	継続して実施し、子育てしやすい環境の整備を行う。	町民課

●延長保育

保護者の就労支援のため、保育時間の延長を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町内全保育所において実施した。（午後６時から７時まで）	継続して実施し、子育てしやすい環境の整備を行う。	町民課

●一時保育

児童の状況に応じた一時保育を行い、保護者の就労・疾病等の断続的、緊急的な事由による一時的な保育や、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のための一時的な保育に対応します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町内全保育所において実施した。	継続して実施し、子育てしやすい環境の整備を行う。	町民課

●休日保育・夜間保育

日曜日や祝日、夜間に仕事をする保護者のため、休日や夜間における保育の実施についてニーズの把握を行いながら、必要性に応じた検討を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
令和５年度に実施した子ども・子育て支援事業計画作成のための調査アンケートや毎年実施している保育所利用者アンケートにより、ニーズの把握を実施した。	今後もニーズの把握を行いながら、必要性に応じた検討を行う。	町民課

●土曜日午後保育
　土曜日に仕事をする保護者のため、土曜日午後の保育を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町内全保育所において実施した。（午前 11 時 30 分から午後６時まで）	継続して実施し、子育てしやすい環境の整備を行う。	町民課

●特別利用保育
　子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、特別利用保育（１号認定子どもが保育所から受けることのできる保育）を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
制度を開始した令和４年度から継続して実施した。	継続して実施し、子育てしやすい環境の整備を行う。	町民課

●町営塾の設置
　中山間地域における学習塾等が乏しい環境の中で、町営塾を設置することによって、多くの児童生徒に学習のできる環境をつくります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
未実施	町営塾の設置を検討する。	学校教育課

●放課後児童クラブ
　児童クラブ保護者アンケートを基に、放課後児童クラブ事業の充実、拡充に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
４か所（ひまわり、わんぱく、船岡、八東）にて実施。令和５年度に船岡児童クラブの施設の解体・新築を実施した。	受け入れ対象児童の拡充と施設の充実を図る。	学校教育課

●休日児童クラブ
　放課後児童クラブの拡充を図るため、土曜日、日曜日、祝日の実施を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
保護者のニーズを把握し、不定期で実施した。	ニーズ把握、実施体制の拡充を図る。	学校教育課

●長期休業中児童クラブ
　放課後児童クラブの拡充を図るため、こどもの長期休業中における実施を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
既存施設を利用して夏季児童クラブを実施した。	既存施設を利用して受け入れを実施する。	学校教育課

●放課後子ども教室
　学校の空き教室等を開放して安全で安心して遊べる場所の提供等、放課後の遊び場の充実に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
空き教室がないため未実施	継続して事業実施に向けた体制の検討を行う。	社会教育課

●放課後児童対策の推進
　放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	継続して事業実施に向けた体制の検討を行い、空き教室を確保する。	学校教育課 社会教育課

●病児保育

鳥取市との広域連携により、病気療養中で家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施し、保護者の就労支援や子育て支援を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
鳥取市との広域連携により市内施設において実施した。	継続実施し、子育てしやすい環境の整備を行う。	町民課

●病後児保育

病気回復期にあるものの集団保育が困難な児童に対する保育を実施し、保護者の就労支援や子育て支援を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町内全保育所において実施するとともに、鳥取市との広域連携により市内施設において実施した。	継続実施し、子育てしやすい環境の整備を行う。	町民課

●保育所の施設整備

施設改修や補修、備品購入など必要に応じた保育所の環境整備を行い、児童の健全な育成を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
必要に応じた施設の改修・補修や備品の更新等を実施した。（保育室床改修・トイレ洋式化・冷暖房設備更新など）	今後も必要に応じた施設の改修や補修、備品の更新・購入を行い、保育環境の整備を行う。	町民課

●保育所における完全給食の実施

町立保育所において３歳以上児の主食（ご飯等）の自園調理・提供を実施し、保護者の負担軽減や衛生対策の強化、食育の推進を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	主食の調理・提供を継続して実施し、保護者の負担軽減や食育の推進などを図る。	町民課

●おむつのサブスクの実施

町立保育所における「おむつのサブスク」を導入・実施し、保護者負担の軽減や保育業務の効率化を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	制度の導入・実施について必要な調査・検討を行う。	町民課

●認定こども園の設置

多様な教育・保育のニーズに対応するため、認定こども園の設置（移行）に向けて体制の整備を進めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	認定こども園の設置。	町民課

イ．子育てしやすい就労環境の整備

【主要課題】

子育てをしながら働く男女に対して、両立支援制度の周知・啓発を行うと共に、仕事と家庭の調和を支援し、子育て家庭の負担軽減を図るうえでも、男女共同参画の意識づくりをすすめることが求められます。

【基本方針】

◎「第４次八頭町男女共同参画プラン」に基づき、男女が安心して仕事と子育て、地域での生活を両立できるよう、職場優先の意識や固定的な性別役割分担等の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進します。

【推進施策】

●ワーク・ライフ・バランスの推進、啓発

女性の就労環境の改善、事業所への啓発、家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するためには、子育て中の男女が働きやすい職場環境を整備することが必要です。このことから、男女が共に育児しやすい環境整備に向けての啓発活動を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
広報・パネルの展示による啓発、男女共同参画フェスティバル、男女共同参画リーダーの養成、各種啓発講座、麒麟のまち連携中枢都市圏との連携講座等を実施した。	子育て支援センターや父親の育児講座実行委員会と連携し、啓発・推進するための講座や研修会を実施する。鳥取県と連携し男女共同参画推進企業の啓発・推進、認定事業所の推進、男性の育児休業の取得率の向上を図る。	男女共同参画センター

3 こどもが安全に育つ安心なまちづくり

地域でこどもを安全に安心して生み育てることができるようにするため、警察や保育所、学校等の連帯強化をはじめとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

３－１　こどもが安全で暮らしやすい生活環境づくり

ア．安心して外出ができる環境の整備

【主要課題】

公共施設等の改善・整備にあわせて、設備等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努める必要があります。

【基本方針】

◎道路や公共施設等において、段差の解消や安全に配慮した歩道、トイレの整備等、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン、バリアフリーを推進します。

【推進施策】

●公共施設の建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン・バリアフリー推進

こども、妊娠している方、赤ちゃんを連れた方などが安心して快適に利用できる、ユニバーサルデザイン・バリアフリーを推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
公共施設の新増改築時に考慮して整備を行った。地区福祉施設を改修した際は、バリアフリー化を図った。令和６年度に町施設５か所に子育て応援駐車場を整備した。	継続実施。段差解消や多目的トイレ、子育て応援駐車場やハートフル駐車場の整備を推進する。	関係各課

●こども、こども連れの親のための道路舗装、拡幅改良

外出時において、こどもたちやその親が安全に行動できるように、歩行者にやさしい道路環境・歩行空間の確保に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町道新道線改良事業などの通学路対策を実施した。	通学路対策を実施する。	建設課

●通学路や公園等の防犯灯の推進

こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯灯、防犯設備の設置を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町による防犯灯の増設、修繕や集落に対し防犯灯の新設・修繕補助を行った。	防犯灯（蛍光灯）をＬＥＤに替えていく。	防災室

●通学、通所道路の除雪

こどもの通学、通常利用する道路の安全を確保することで、事故防止に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
道路の安全確保を図るため、通学、通所道路の除雪を実施した。	継続実施。通所、通学道路の除雪を実施する。	学校教育課 建設課

●子育て支援施設の整備

地域の子育て家庭の保護者や児童が安心して遊ぶことができる屋内施設等の整備を進めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
こども向け屋内遊び場の整備内容を協議したが未実施。子育て支援センターの屋内外の遊具を設置、土曜日午後開所を試行的に行った。（令和６年度より月１回程度）	継続実施。引き続き整備に向けた協議を行う。	町民課

●通学路の安全確保の推進

スクールゾーンや通学路の定期的な安全点検を行い、危険箇所の改善や対策を進めることで、児童生徒の安全な通学路の確保を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
安全点検を実施し、危険箇所の改善・対策を実施した。	関係機関と連携し、安全点検や危険箇所の改善・対策を推進する。	学校教育課

●キッズコーナー、子育て応援駐車場の設置
　公共施設等にキッズコーナー、子育て応援駐車場を設置することで、保護者等が安心して来庁し、必要な手続きや相談等を行えるよう施設整備の充実を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
キッズコーナー：未実施 （現施設内では設置場所の確保が困難なため）	子育て世代が多く利用する施設から整備を検討し、環境づくりを行うことで、こども連れの方でも安心して来庁することができる施設を目指す。	総務課 町民課 関係各課

イ．暮らしやすい住環境の整備

【主要課題】

　定住対策、少子化対策に向けては子育て家庭にとって暮らしやすい住宅の整備を進めていくことが大きな課題です。

【基本方針】

◎子育て世帯に対する暮らしやすい住宅、安全な住宅を提供するため、公営住宅の整備として、段差の解消、シックハウス対策等を推進します。

【推進施策】

●こどもにやさしい公営住宅の整備（ユニバーサルデザイン・バリアフリー推進）
　こどもが健やかに成長できる公営住宅の環境整備に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
東郡家団地及び国中一区団地を整備した。	公営住宅の環境整備。	建設課

ウ．こども等の安全確保

【主要課題】

　交通安全や防犯に関するこども自身の意識や対応能力を向上させるとともに、こどもが犯罪被害に遭わないよう地域全体で交通安全及び犯罪防止運動に取り組んでいく体制づくりが必要です。

【基本方針】

◎こどもを犯罪から守るため、地域での見守り体制の強化を図ります。
◎こども自身の意識や対応能力を向上させるために知識や対策方法の普及啓発を図ります。

【推進施策】

●こども 110 番連絡所
　こどもが不審者に声をかけられたり、車に乗せられようとしたり、犯罪に遭いそうになった時、「こども 110 番連絡所」のステッカーが表示されている場所に助けを求めることで危険を回避し、事件を未然に防ぐよう地域ぐるみでこどもたちを守る環境づくりを進めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
表示看板の点検及び設置協力店（者）数の追加について、警察に随時協力を依頼した。	継続実施。こどもを犯罪から守る環境づくりを地域ぐるみで進めていく。	防災室

●不審者情報の配信

町へ寄せられた、不審者（露出・痴漢・声掛け等）に関する情報を保護者に配信し、被害の防止に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各関係機関が不審者に関する情報を町内児童生徒保護者にメール配信した。	継続実施	学校教育課

●犯罪にあったこどもの保護

こどものケア並びに保護者への指導・助言を行い、関係機関と連携して支援措置を行い、二次発生を防止します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
関係機関と連携し、対象となるこどもケア並びに保護者への指導・助言を実施した。	継続実施	町民課 学校教育課

●声かけ（あいさつ運動）の推進

「青少年健全育成八頭町民会議」を中心として、防災行政無線での広報活動、町内の保育所、小・中学校や関係諸団体と連携し、「やずっこの日」あいさつ運動の啓発推進活動に取り組みます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各駅であいさつ運動を実施した。	継続実施。八頭町全体の取組に発展させる。	社会教育課

●防犯ブザーの配布

緊急時の安全対策のみならず、「防犯ブザー」を携帯することで、こどもたちが自分たちの身の回りにある危険を意識し、防犯に対する意識の向上を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町内小学校に通う１年生全員に配布した。	継続実施	学校教育課

●青色パトロールの実施

「地域の安全は地域で守る」自主防犯パトロールを実施することにより、こどもの被害防止を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
青色パトロール講習会を開催し実施者の増員及び実施者の能力向上を図った。	警察署等と連携して防犯体制を強化し、犯罪を未然に防ぐ環境をつくる。	防災室

●キッズ・ゾーンの設定

保育所等が行う散歩等の園外活動等、の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定について検討を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
保育所における園外活動時の点検や、通学路安全点検推進会議における危険箇所の点検及び検討等により必要性を確認した。	必要性の確認を行いながら、適宜検討を行う。	町民課 教育委員会

4 親と子の学びと育ちを応援するために

次世代の担い手である地域のこどもたちが、その成長とともに豊かな心と体と学力を育んでいくために、また同時に、家庭を築きこどもを生み育てる意義を理解する次世代の親を育成し、親自身が学び育つことができるようにするため、地域社会の教育環境の整備を進めていきます。

４－１　心身ともに健やかなこどもの育成

ア．家庭や地域の教育力の充実

【主要課題】

地域が子育て家庭に寄り添い、地域のこどもたちの健やかな成長のために一緒になって取り組んでいく体制づくりの強化が求められます。

【基本方針】

◎地域資源を活用したさまざまな体験活動等を通じて、こどもの教育に関わる住民や団体の活動を推進します。

◎学校・家庭・地域との交流の機会を設け、教育に対する町民の関心と理解を一層深めることで地域の教育力の向上を図っていきます。

【推進施策】

●こども会リーダーの養成研修

地域でこども会活動を活発にするため、こども会育成指導者及びジュニアリーダーを育成し、資質の向上及び、各集落こども会活動の充実・振興を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各集落こども会活動の充実・進行を図った。	こども会育成指導者研修会の開催を検討する。	社会教育課

●世代間交流の推進（小・中・高校生の保育体験等）

互いに共感し共に学び合う姿勢を育むため、総合的な学習の時間や学校行事等において、互いに理解し合い、ともに成長し合う心や、自他を尊重し、異学年交流学習や小・中・高等学校の交流及び共同学習を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
小学校：保育所・中学校・高校との体験交流授業、体験入学実施 中学校：３年生が保育実習、２年生が職場体験、小学校・高校との体験交流授業、体験入学の実施	継続実施	学校教育課 町民課

●青少年健全育成活動（地域の事業への参加促進）

「青少年健全育成八頭町民会議」を中心として、八頭町のこどもたちの健全な成長を見守り、支援するために各関係機関・団体等と連携し、青少年の健全育成を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各関係機関と連携し、青少年の健全育成を図ることができた。（巡回パトロール、生活リズム向上運動、・少年を守る店）	継続実施し、こどもたちが安心して住みやすい環境の整備を図る。	社会教育課

●家庭教育の支援

「子育て」や「しつけ」の悩みなど、よりきめ細やかな家庭教育支援を行うため、情報誌の発行や子育てサロン等へ出向いたＰＲや気軽な相談、家庭教育に関する学習機会の企画・運営などに取り組みます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
定期的に情報誌を発行し、家庭教育の支援を実施した。また小学校への訪問も実施した。	継続実施し、子育てしやすい環境の整備を図る。	社会教育課

●子育て講座

保護者が多く集まる様々な機会等を活用して、家庭教育関連の学習機会等の提供を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各保育所、小学校等で実施した。	継続実施し、子育てしやすい環境の整備を図る。	社会教育課

●男性の家事能力の向上

男性の家事や子育てへの理解を深め、男性が積極的に家事や育児に参加することの意識啓発を推進する。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
関係機関と連携しながら実施した。	父親の育児講座実行委員会と連携し、育児に参加する意識づくりを啓発・推進するための講座を実施する。	男女共同参画センター

●国際交流事業

国際化時代の現在、こどもの頃から異文化体験等を通じて国際感覚を身につけることは、こどもたちの人格形成にとっても大切なことです。このことから、八頭町と姉妹都市締結をしている韓国横城郡と小学生を対象に、スポーツ等を通した国際交流活動を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
両国のこどもたちが訪韓、訪日し、スポーツを通じて互いの国を理解し合い、交流を深めた。	こどもたちに国際交流の意義を伝え、グローバルな人材育成に努める。（小学校６年生各10 名が相互に訪問）	企画課

●まちづくり委員会こども交流事業

地域福祉の拠点としての機能をもつまちづくり委員会が、子育て中の親とこどもが地域住民と積極的に交流できる機会を提供することで、つながりづくりを進めるとともに地域の教育力の向上を図っていきます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
夏休み等を利用し、各まちづくり委員会によるこどもとの交流事業実施した。（世代間交流、納涼祭、勉強会、こども預かり事業等）	継続実施。内容充実を充実させる。	福祉課

イ．こどもの遊び・体験の拠点施設の整備

【主要課題】

こどもたちが自発的にさまざまなことに挑戦することで、心豊かにのびのびと成長することができるよう地域環境の整備が求められます。

【基本方針】
◎こどもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできるよう公共施設等を整備します。
◎現有施設を活用した親子の触れ合いや交流事業等の充実を図ります。

【推進施策】
●地区公民館事業の充実
　各地区公民館が「身近な子育て支援拠点」として、保護者や子育てサークル、子育てボランティア等に活用されるよう、事業等の充実を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
毎月行っているこどもシアターのほか、季節行事であるちまき作り体験、主に夏休み期間中に実施したおもしろ科学実験、絵画教室、木工教室、ふるさと探検隊など様々な事業を行った。	子育て世代の保護者やサークルに対する事業を新設し、より身近な公民館として活用できる施策を推進する。	社会教育課

●図書館の整備
　こどもたちが進んで読書ができるよう、図書館等の整備・充実を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
町内３施設で図書館を運営し、こどもたちへ読書活動の推進を図った。	施設の充実を図る。	社会教育課

●体育施設の活用
　子育て家庭の交流や幼児のスポーツ活動実施場所として活用を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
学童保育時等の運動スペースとして、また「八頭町子育て支援フェスティバル」の会場として活用した。	継続実施	社会教育課 町民課

●児童館事業の推進
　こどもの健全育成と人権尊重の精神を育むため児童館事業を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
地域の実情を踏まえながら施設の維持管理を行い、事業を実施した。（児童館：郡家４、八東２館。内、休館４館）	こどもの心身の健やかな成長と発達のための事業を推進する。	人権推進課

●児童公園の管理
　心身ともに健全なこどもを育成するために、こどもが安心していきいきと活動できる児童公園の管理に努めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
遊具の点検など施設の管理に努めた。（児童公園：郡家４、船岡４、八東５）	公園での遊びを通したこどもの発達や成長を増進する。	人権推進課

ウ.幼児教育の推進
【主要課題】
　幼児の基本的生活習慣の定着を促し、発達段階に応じて就学前から就学まで切れ目なく支援する連携体制の強化が必要です。

【基本方針】
◎就学前の保護者のニーズ調査を基に、就学前からの幼児の学びの場を確保することで幼児教育の充実を図っていきます。

【推進施策】
●保育所・小学校・中学校の連携
こどもの実態を把握し、望ましい成長を促すため、保育所から中学校までの 15 年間を通し、保育所・小学校・中学校が連携を強化し、発達段階に応じた系統的・断続的な教育を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
保育所と学校との連絡会を中心とした情報共有や連携を実施した。	継続して保育所・学校間での情報共有や連携を行い、系統的で断続的な教育を推進する。	町民課 学校教育課

●保小の円滑な接続
保育所と小学校とで目指すこども像を共有しながら、「架け橋期カリキュラム」の策定に向けた取組を行い、こどもの育ちをつなげる取組を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
保育所と小学校との連絡会を実施、保小接続のための研修会への参加や園児と児童との交流活動などを実施した。	保育所と小学校との連携強化のための取組を実施し、幼児期の指導・支援が具体的かつ系統的につながるよう、連続性や一貫性のある「架け橋期のカリキュラム」の作成に向けた検討を行う。	町民課 学校教育課

●人権保育の推進
「人権を大切にする心を育てる」を目指し、人権の大切さを学び、豊かな心の育成を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
児童の発達に応じた人権保育を実施した。	継続実施し、児童の豊かな心の育成を図る。	町民課 人権推進課

●ブックスタート・ブックセカンド、ブックサード事業の実施
絵本の読み聞かせにより、親子で楽しい時間を過ごし、より深い親子関係を築きながら、こどもたちの豊かな心の成長を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
絵本の読み聞かせの大切さが保護者に伝わってきた。読み聞かせ用ブックリストを改定、配布することができた。	読み聞かせ用ブックリストの活用を充実させる。	社会教育課 町民課

エ．小・中学校教育の充実
【主要課題】
こどもがのびのびと育つ教育環境を実現していくため、自ら考え自ら学ぶなどの「生きる力」を育成する教育を推進し、開かれた学校づくりを進めていくことが今後の課題です。

【基本方針】
◎学校・家庭・地域・関係機関との連携により、教育内容の充実を図ります。

【推進施策】
●八頭町教育会活動の充実
小・中学校９年間を見通したこどもの育成を行うための研修を推進し、全教職員の資質・指導力の向上を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各専門部会を設け、学校における様々な施策を協議、実施した。	学校を超えた情報共有を行うためのシステムを構築する。	学校教育課

●キャリア学習の推進
実際に働く体験を通じて、社会変化に対応する能力、主体的に自己進路を選択・決定できる能力の向上を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
中学２年生全員が、職場体験研修を実施。高校生と各小中学校児童生徒とのキャリア教育連携交流学習を実施した。	継続実施	学校教育課

●ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した教育の推進
ＩＣＴを効果的に使った分かりやすい授業を行うことで児童生徒の学力向上を推進していくとともに、新たな時代に必要な情報活用能力の向上を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ＩＣＴ連絡協議会をオンラインで実施した。	ＩＣＴを活用した授業推進のための環境を整備する。	学校教育課

●スクールカウンセラーの設置
児童生徒へのカウンセリングを通して、教職員、保護者に対する助言・援助等を行い、学校内での様々な問題解決に向けて取り組みます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
八頭中所属の２名のスクールカウンセラーが、各小学校にも定期的に行き、相談活動を実施した。	スクールカウンセラーを、町内２名から３名に増員する。	学校教育課

●スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の設置
いじめや不登校等問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
ＳＳＷが配置され、町内の小中学校の問題を抱えた児童生徒及び保護者へ対応した。（家庭訪問等を含む）	継続実施	学校教育課

●指導主事の配置
学校教育の専門的事項について、校長及び教員に助言と指導を行う指導主事を教育委員会に配置し、学校の教育活動の充実を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
指導主事２名を配置し、各校との連携を密にしながら指導・助言を行うことにより、学校活動を充実した。	継続実施	学校教育課

●不登校支援（やず教育支援センター）

不登校児童・生徒の学校への復帰を支援する相談・指導・支援を行うとともに、町内在住の児童・生徒（中学校卒業後も含む）や保護者を対象に不登校に関する教育相談を行います。必要な機関とつながり、連携しながらサポートを一緒に考えていきます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
不登校児童・生徒の受入れ、支援を行った。	やず教育支援センターの機能拡充の検討。	学校教育課

●学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
令和４年度より全校に導入し、保護者や地域へ制度周知を図りながら、「地域とともにある学校づくり」を推進した。	保護者や地域へ制度周知を図るとともに、関係者の研修や各校の取組を充実していく。	学校教育課 社会教育課

●少人数学級

学級編成規模上限（現行　小学校 35 人、中学校 40 人）を小学校 30 人、中学校 33 人にし、よりきめ細やかな授業・学級運営を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
全校で実施した。 （小学校４校、中学校１校）	継続実施	学校教育課

●スクールバスの運行

自宅等から学校までが遠距離である児童・生徒を対象にスクールバスを運行し、登下校時の安全確保を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
小中学校統合後、全地域で運行した。（小学生：学校までの通学距離が概ね 2km 以上、中学生：学校までの通学距離が概ね 6km 以上）	安心・安全な通学を確保するために継続した運行を行う。	学校教育課

●人権学習

人権を尊重し、本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図れるよう、人と人が豊かにつながり共に生きる力を育成します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
学年の発達段階に応じて、あらゆる人権が尊重される学習を、年間計画に基づき実施した。	継続実施	学校教育課 人権推進課

●グローバル教育・ユニバーサル教育の推進

男女、年齢、国籍、居住地、宗教、障がいの有無など、多様な共生社会でお互いを尊重し合いながら、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を見据えた教育を推進します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
学校生活全体で、多様性を受け入れるユニバーサルな考え方を大事にした教育実践を実施した。 ＡＬＴ（外国語指導助手）の２名配置、オンライン会話の実施により、外国語活動の充実を図った。	継続実施	学校教育課 人権推進課

●福祉学習プラットフォーム

町内の小・中・高校におけるこどもたちを対象とした福祉学習プログラムを充実させることで、次世代の担い手育成を強化します。また地域の諸団体および福祉関係機関等の連携と協働を進めるためのプラットフォームを設置し、福祉学習プログラムづくりを進めます。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
福祉関係機関と連携し、町内各校で福祉学習を実施した。	内容の充実を図る。（学校や教育委員会と連携した福祉学習プログラムの推進）	福祉課

オ．学校外活動の充実

【主要課題】

こどもたちの心身共に健全な育成を図るため、学校内での教育だけでなく、さまざまな社会体験を積むことができる学校外活動の充実が求められます。

【基本方針】

◎生活体験・活動体験を豊かにするため、文化・スポーツ・社会参加・自然体験等の機会を提供する事業の充実を図ります。

【推進施策】

●住民参加機会の提供

豊かな心を育てることを目標に、地域の素材や人材を活用し、地域の特性を生かした教育を行います。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
各学校で地域の方をゲストティーチャーとして迎えた学習を導入した。	継続実施	学校教育課

●週末等活動の支援

地域でこどもを見守り育てる環境の充実を図るため、地域の大人や青少年、社会教育団体関係者等と連携し、小・中学生を対象とした放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
未実施	住民のニーズに合った事業になるよう、事業内容を検討する。	社会教育課

●こどもの居場所づくり支援事業

こどもたちが安心して遊べる居場所を提供することで、世代間交流や地域との交流を促進するとともに、地域に愛着をもった心豊かな児童の育成を図ります。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
こどもの居場所づくりとして、船岡人権啓発センターで「ともだち広場」を実施した。	継続実施。郡家地域・八東地域での実施を検討する。	社会教育課

5 こどもの意見を聴き、対話しながらともに進めていくために

これまで大人が中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう推進していきます。

５－１　こども・若者の意見に耳を傾ける

ア．こども・若者の意見反映と参画の推進

【主要課題】

こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

【基本方針】

◎こども・若者に関する施策を定める際に、対象となるこども・若者や子育て当事者の意見を聴き、政策に反映させるよう努めます。

◎こども・若者が意見を表明する機会を確保するため、多様な社会的活動への参画する機会を作っていきます。

【推進施策】

●こども・若者の意見聴取と反映

こども・若者に関する施策を定める際に、対象となるこども・若者や子育て当事者が意を表明する機会の確保と参画を促進し、その意見を尊重します。

第２期計画実績	令和 11 年度目標	担当課
―	アンケート等で意見を聴き、政策への反映に努め、こども・若者の社会的活動への参画を推進する。	関係各課

第５章　教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等（子ども・子育て支援事業計画）

幼児期の教育・保育とこども・子育て支援の充実に向けて、各事業について、ニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。ただし、量の見込みとこれまでの実績数とが大きくかけ離れている場合、実績に基づき適正と思われる量の見込みを設定することとします。

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。八頭町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

図表 37　八頭町の教育・保育提供区域

区域	該当事業	考え方
町全域 （１区域）	○ 平日日中の教育・保育（子ども・子育て支援給付） ○ 時間外保育事業（延長保育事業） ○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ○ 子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） ○ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ○ 一時預かり事業 ○ 病児保育事業 ○ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） ○ 利用者支援事業 ○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ○ 養育支援訪問事業 ○ 妊婦健康診査事業 ○ 子育て世帯訪問支援事業 ○ 妊婦等包括相談支援事業 ○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ○ 産後ケア事業 ○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、町全域を１つの区域として事業の実施内容を検討していきます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

（1）対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

●平日日中の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	こどもが満３歳以上 保育の必要なし	認定こども園 及び幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1 日 4 時間程度）の幼児教育を実施
	共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	幼稚園	幼稚園で、教育標準時間（1 日 4 時間程度）の幼児教育を実施
2号	こどもが満３歳以上 保育の必要あり	認定こども園 及び保育所	認定こども園もしくは保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1 日 11 時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1 日 8 時間）までの利用に対応。
3号	こどもが満３歳未満 保育の必要あり	認定こども園 及び保育所、 地域型保育事業	認定こども園もしくは保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1 日 11 時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1 日 8 時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員 6 人以上 19 人以下の小規模保育、定員 5 人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

※八頭町は認定こども園及び幼稚園を設置していないため、町外の認定こども園もしくは幼稚園へ入所する量を見込むこととする。

（2）見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

● １号認定（満３歳以上で保育の必要性なし、教育ニーズあり）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18人	17人	14人	14人	13人
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
特定教育・保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
確認を受けない幼稚園	０人	０人	０人	０人	０人
（参考）量の見込み計算値	８人	８人	６人	６人	６人
（参考）第2期計画中の実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
※令和６年度は見込み値	12人	15人	29人	14人	24人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

● ２号認定（満３歳以上で保育の必要性あり）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	273人	270人	215人	222人	204人
確保方策	280人	280人	220人	230人	210人
特定教育・保育施設	280人	280人	220人	230人	210人
認可外保育施設	０人	０人	０人	０人	０人
（参考）量の見込み計算値	255人	253人	202人	208人	191人
（参考）第2期計画中の実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
※令和６年度は見込み値	313人	311人	303人	281人	289人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数等の変動を加味して調整し、量の見込みとした。

町内保育所児童作品

● ３号認定（満３歳未満で保育の必要性あり）

（０歳）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	46人	44人	43人	42人	40人
確保方策	50人	50人	50人	50人	50人
特定教育・保育施設	50人	50人	50人	50人	50人
地域型保育事業	０人	０人	０人	０人	０人
認可外保育施設	０人	０人	０人	０人	０人
（参考）量の見込み計算値	63人	61人	59人	58人	55人
（参考）第2期計画中の実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
※令和６年度は見込み値	50人	62人	37人	46人	34人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数等の変動を加味して調整し、量の見込みとした。

（１歳）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	52人	69人	66人	64人	63人
確保方策	60人	70人	70人	70人	70人
特定教育・保育施設	60人	70人	70人	70人	70人
地域型保育事業	０人	０人	０人	０人	０人
認可外保育施設	０人	０人	０人	０人	０人
（参考）量の見込み計算値	46人	61人	58人	57人	55人
（参考）第2期計画中の実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
※令和６年度は見込み値	71人	79人	103人	57人	82人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数等の変動を加味して調整し、量の見込みとした。

（２歳）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	87人	55人	72人	70人	68人
確保方策	90人	60人	80人	80人	70人
特定教育・保育施設	90人	60人	80人	80人	70人
地域型保育事業	０人	０人	０人	０人	０人
認可外保育施設	０人	０人	０人	０人	０人
（参考）量の見込み計算値	87人	55人	72人	70人	68人
（参考）第2期計画中の実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
※令和６年度は見込み値	90人	76人	90人	106人	65人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に大きな差がないため、計算値を量の見込みとした。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

（1）対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

●地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
①	時間外保育事業（延長保育事業）	11 時間等を超えて保育を行う事業	6ヶ月～就学前まで
②	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、自宅に帰っても保護者等がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1 年生～6 年生
③	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ事業（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ事業（平日・夜間や休日の預かり）	0 歳～18 歳
④	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業	0 歳～就学前
⑤	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3 歳～就学前まで（幼稚園）
		保育所その他の場所での一時預かり	6ヶ月～就学前まで
⑥	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	6ヶ月～6 年生
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	依頼会員と援助会員で構成するこどもの送迎・預かりサービス事業	1 歳～6 年生
⑧	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0 歳～就学前まで、1 年生～6 年生等
⑨	乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0 歳
⑩	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	18 歳までの児童とその保護者
⑪	妊婦健康診査事業	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
⑫	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う訪問事業	18 歳までの児童とその保護者、妊婦

⑬	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等への面談などにより、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業	妊婦・その配偶者等
⑭	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育所等に通っていない満３歳未満のこどもが、保育の必要性を問わず保育所等の施設を一定の時間利用できる事業	０歳～2 歳
⑮	産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	出産後１年以内の母子
⑯	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
⑰	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※⑯及び⑰の事業は量の見込み及び確保方策等は設定しない

（２）量の見込と確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

①　時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、通常保育時間終了後において、さらにおおむね 30 分又は１時間の延長保育を行う事業です。
なお、令和元年度より、町内全保育所にて実施しています。

（単位：人　※一月あたりの利用児童数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	23 人	22 人	20 人	20 人	19 人
確保方策	30 人	30 人	30 人	30 人	20 人
（参考）量の見込み計算値	70 人	67 人	61 人	61 人	57 人
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	59 人	31 人	36 人	32 人	23 人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

②　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

昼間、仕事等で保護者が家庭にいない小学生に、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場を提供し、こどもの健全な育成を図る事業です。

八頭町では、ひまわり児童クラブ（郡家東小学校区）、わんぱく児童クラブ（郡家西小学校区）、船岡児童クラブ（船岡小学校区）、八東学童クラブ（八東小学校区）の合計４ヵ所（７支援）で児童クラブを実施し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

（単位：人　※年間利用児童数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	199人	185人	188人	178人	174人
小学1～3年生（6～8歳）	163人	150人	153人	144人	142人
小学4～6年生（9～11歳）	36人	35人	35人	34人	32人
確保方策	210人	200人	200人	190人	190人
小学1～3年生（6～8歳）	170人	160人	160人	150人	150人
小学4～6年生（9～11歳）	40人	40人	40人	40人	40人
（参考）量の見込み計算値	361人	339人	344人	329人	315人
小学1～3年生（6～8歳）	219人	201人	205人	193人	190人
小学4～6年生（9～11歳）	142人	138人	139人	136人	125人
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	205人	193人	179人	193人	205人
小学1～3年生（6～8歳）	176人	159人	145人	163人	166人
小学4～6年生（9～11歳）	29人	34人	34人	30人	39人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

③　子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病や仕事等により、家庭においてこどもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、保護を適切に行うことができる施設等において養育・保護を行います。なお、八頭町では児童養護施設や里親に事業実施を委託しています。第３期計画より「量の見込み計算値」は、利用実績ではなく利用希望により算出します。

（単位：人　※年間利用人数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	104人	99人	90人	90人	85人
確保方策	110人	100人	100人	100人	90人
（参考）量の見込み計算値	362人	346人	315人	315人	297人
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	41人	29人	67人	104人	105人

※調査アンケート（今回より利用実績⇒利用希望へ変更）による量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

④　地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

就学前までの児童及びその保護者を対象とし、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等をはじめとしたさまざまな子育て支援事業を実施するものです。

八頭町では平成 27 年度に拠点となる地域子育て支援センターを設置し、さらなる事業の拡充を図っています。

（単位：人　※年間延べ利用人数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,620 人	4,414 人	4,021 人	4,021 人	3,789 人
確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
（参考）量の見込み計算値	5,592 人	5,124 人	5,472 人	5,304 人	5,124 人
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	4,662 人	4,100 人	2,748 人	4,690 人	4,700 人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

⑤　一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において一時的に預かる事業です。

八頭町では、令和元年度より町内全保育所で実施しています。なお、幼稚園在園児を対象とした一時預かりの実施については、需要が特に見込めないため量の見込みは設定しませんが、利用希望者がある場合は町外の幼稚園と連携して対応します。

（単位：人　※年間延べ利用児童数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	118 人	113 人	113 人	103 人	97 人
確保方策	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
（参考）量の見込み計算値	884 人	845 人	769 人	769 人	724 人
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	442 人	210 人	144 人	122 人	120 人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

⑥　病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

八頭町では、病後児保育（病気回復期にある児童の保育）を町内全保育所（５ヵ所）で実施しています。

また、確保方策とは別に、鳥取市との広域連携協定により、鳥取市内の病児保育（病気の回復期に至らない状態で、当面症状の急変は認められない児童の保育）施設４ヵ所、病後児保育施設１ヵ所の広域利用が可能です。

（単位：人　※年間延べ利用児童数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114 人	109 人	100 人	100 人	94 人
確保方策	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
（参考）量の見込み計算値	907 人	927 人	845 人	845 人	796 人
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	33 人	114 人	121 人	120 人	116 人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

⑦　子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。八頭町では、専属のアドバイザーを配置し、依頼に対して細やかな支援を行っています。

（単位：人　※年間延べ利用児童数）

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		254 人	242 人	226 人	224 人	212 人
	就学前児童	197 人	188 人	172 人	172 人	162 人
	就学児	57 人	54 人	54 人	52 人	50 人
確保方策		260 人	250 人	240 人	240 人	230 人
	就学前児童	200 人	190 人	180 人	180 人	170 人
	就学児	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
（参考）量の見込み計算値		137 人	129 人	131 人	126 人	120 人
	就学前児童（算出なし）	－	－	－	－	－
	就学児	137 人	129 人	131 人	126 人	120 人
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		332 人	305 人	284 人	259 人	260 人
	就学前児童	18 人	59 人	145 人	202 人	200 人
	就学児	314 人	246 人	139 人	57 人	60 人

※調査アンケートによる量の見込み計算値と第２期計画中の実績値に差があるため、令和６年度の見込み値に、推計児童数の変動等を加味して調整し、量の見込みとした。

⑧　利用者支援事業

こども及びそのこどもの保護者等、または妊娠している方が教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるようサポートする事業です。八頭町では、子育て支援センターや保健課で、妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート、子育て相談支援等を総合的に行っています。

（単位：箇所、※年間実施箇所数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所
確保方策	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、実績値を基に量の見込みを設定した。

⑨　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月ごろまでの乳児のいる家庭を対象に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

（単位：人　※年間対象児童数）

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		75 人	72 人	70 人	68 人	65 人
確保方策	実施体制	１人	１人	１人	１人	１人
	実施機関	町	町	町	町	町
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		104 人	73 人	96 人	53 人	56 人

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、推計児童数を基に量の見込みを設定した。

⑩　養育支援訪問事業

出産後間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師・社会福祉士等が定期的に訪問し、保護者の育児、養育能力を向上させるための支援を関係機関と連携して行う事業です。

（単位：件、人　※年間延べ対応件数）

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		53 件	53 件	53 件	53 件	53 件
確保方策	実施体制	２人	２人	２人	２人	２人
	実施機関	町	町	町	町	町
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		83 件	46 件	59 件	39 件	40 件

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、第２期計画中の実績値の平均を基に量の見込みを設定した。

⑪　妊婦健康診査事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対して健康状態の把握、保育指導等を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて健康診査を行う事業です。

（単位：回　※年間延べ受診回数）

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		804 回	772 回	750 回	729 回	697 回
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委　託	委　託	委　託	委　託	委　託
	実施時期	随　時	随　時	随　時	随　時	随　時
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		1,089 回	1,052 回	1,028 回	613 回	600 回

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、第２期計画中の実績値を基に推計児童数等を勘案し、量の見込みを設定した。

⑫　子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う訪問事業です。

（単位：回　※年間延べ訪問回数）

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		93 回	90 回	88 回	85 回	82 回
確保方策	実施体制	委　託	委　託	委　託	委　託	委　託
	実施時期	随　時	随　時	随　時	随　時	随　時
（参考）量の見込み計算値		93 回	90 回	88 回	85 回	82 回
（参考）第2期計画中の実績値 ※令和６年度は見込み値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		—	—	—	—	96 回

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、対象世帯数等を勘案した計算式にて量の見込みの計算値を算出したところ、令和６年度の見込み値と大きな差がないため、計算値を量の見込みとして設定した。

⑬　妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等への面談などにより、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

（単位：件、回、人　※年間延べ対応回数）

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	72 件	70 件	68 件	65 件	63 件
	１人あたり面談回数	３回	３回	３回	３回	３回
	面談実施合計	216 回	210 回	204 回	195 回	189 回
確保方策	実施体制	２人	２人	２人	２人	２人
	実施機関	町	町	町	町	町
（参考）量の見込み計算値		216 回	210 回	204 回	195 回	189 回

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、面談を回数３回とし、妊娠届出数等を勘案した計算式にて量の見込みの計算値を算出し、計算値を量の見込みとして設定した。

⑭　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない満３歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の範囲で、保育の必要性を問わず、保育所等の施設を利用することのできる事業です。

（単位：人日　※一日あたりの利用人数）

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	― 人日	４人日	４人日	４人日	４人日
０歳児	― 人日	２人日	２人日	２人日	２人日
１歳児	― 人日	１人日	１人日	１人日	１人日
２歳児	― 人日	１人日	１人日	１人日	１人日
確保方策	― 人日	４人日	４人日	４人日	４人日
０歳児	― 人日	２人日	２人日	２人日	２人日
１歳児	― 人日	１人日	１人日	１人日	１人日
２歳児	― 人日	１人日	１人日	１人日	１人日
（参考）量の見込み計算値	― 人日	４人日	４人日	４人日	４人日
０歳児	― 人日	２人日	２人日	２人日	２人日
１歳児	― 人日	１人日	１人日	１人日	１人日
２歳児	― 人日	１人日	１人日	１人日	１人日

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、対象となる未就園児等を勘案した計算式にて量の見込みの計算値を算出し、計算値を量の見込みとして設定した。

⑮　産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

（単位：人　※年間延べ利用人数）

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		38 人	36 人	35 人	34 人	33 人
確保方策	実施体制	委　　託	委　　託	委　　託	委　　託	委　　託
	実施時期	随　　時	随　　時	随　　時	随　　時	随　　時
（参考）量の見込み計算値		38 人	36 人	35 人	34 人	33 人

※調査アンケートによらず推計することとなっているため、推計産婦数等を勘案した計算式にて量の見込みの計算値を算出し、計算値を量の見込みとして設定した。

4 教育・保育の一体的な提供について

幼児教育・保育の質の確保・向上の取組がますます重要となっていることから、次のとおり取組を推進します。

（１）保育所と小学校等との円滑な接続の推進

保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、園児と小学校児童との交流活動、保育士・小学校教師による合同研修への参加や連絡会等の開催、保育士による小学校の授業参観、小学校教師による保育所の保育参観、また、接続を意識したカリキュラムの作成などを行います。

（２）保育士等に対する研修の充実等による資質向上

保育士等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（公開保育の促進、保育専門員による助言など）、分野別研修（保育実践、子育て支援など）や役割に応じた研修（各職階・各職種など）などを実施します。

（３）保育所における自己評価等を通じた運営改善

各保育所における自己評価等の取組に資するよう、「保育所における自己評価ガイドライン」を参考とした取組を実施するとともに、各保育所における評価実践の優良事例の共有を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

“幼児教育・保育の無償化”に伴い令和元年 10 月から開始されている『子育てのための施設等利用給付』の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

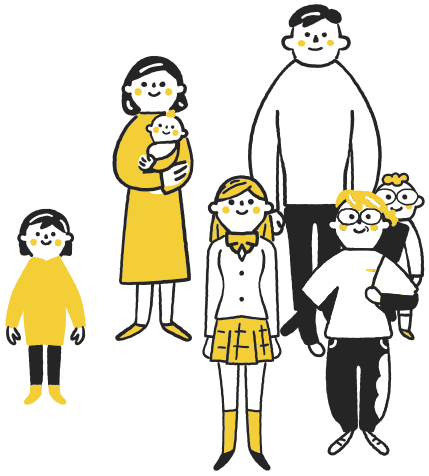

第６章　計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進に当たって、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の評価・検証

施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、「八頭町子ども・子育て会議」において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組みます。こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）―Do（実施）―Check（点検・評価）―Action（改善・見直し）】の PDCA サイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

3 こども・子育て支援の充実に向けて

子ども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育など多岐にわたっており、保育士、保健師、ソーシャルワーカー、子育て支援員などの専門職によって支援が行われています。

こども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するにあたっては、これら専門職の確保が課題として指摘されています。また、こども・子育て支援新制度による施設や支援事業の量的・質的拡充が図られる中で、より複雑化する課題を抱えたこどもや保護者を的確な支援へとつなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要となります。

さらに、八頭町における子ども・子育て支援は、子育て経験者、ボランティア及びまちづくり委員会など地域で活動する様々な担い手により支えられています。

人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会情勢にあって、こどもが地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成と確保も重要な視点となることから、計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

資料編

1　児童数の推計

計画期間（令和７年度から令和 11 年度）における対象児童数の推計を「コーホート変化率法※」により算出した。

※基準人口：令和６年３月31日現在

年齢	令和６年度（実績・基準人口）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
0歳	56	75	72	70	68	65
1歳	91	57	76	73	71	69
2歳	71	94	59	78	75	73
3歳	117	72	95	60	79	76
4歳	100	119	73	96	61	80
5歳	91	100	119	73	96	61
小計	**526**	**517**	**494**	**450**	**450**	**424**
6歳	115	93	102	121	74	98
7歳	130	117	94	104	123	75
8歳	102	130	117	94	104	123
9歳	114	101	129	116	93	103
10歳	139	114	101	129	116	93
11歳	137	138	113	100	128	115
12歳	122	137	138	113	100	128
13歳	139	122	137	138	113	100
14歳	147	138	122	136	137	113
15歳	117	148	139	123	137	138
16歳	145	117	148	139	123	137
17歳	153	146	118	149	140	124
合計	**2,086**	**2,018**	**1,952**	**1,912**	**1,838**	**1,771**

※「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」等を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

２　八頭町子ども・子育て会議設置要綱

八頭町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法に関する事業について、子供の保護者、子ども・子育て支援に係る当事者等から広く意見を聴取するため、八頭町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。
（1）八頭町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
（2）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
（3）前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。
（組織）
第３条　子育て会議は、委員15人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
（1）子どもの保護者
（2）子ども・子育て支援（法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者。
（3）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。
（4）関係行政機関の職員
（5）その他町長が必要と認める者。
3　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　委員は再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　子育て会議に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
3副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。
3　子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
5　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（意見の聴取等の要求）
第６条　子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
この告示は、平成25年11月１日から施行する。

３　八頭町子ども・子育て会議委員名簿

区　分		団体・機関・役職名	氏　名	備　考
1	こどもの保護者	保育所 保護者 代表	歳岡　啓輔	令和５年度町保育所保護者会代表（船岡保育所）
2			中嶋　淳裕	令和６年度町保育所保護者会代表（八東保育所）
3		小・中学校 保護者 代表	藤原　裕平	令和５年度町小・中学校ＰＴＡ連絡協議会 会長（郡家東小学校）
4			高垣　寛明	令和６年度町小・中学校ＰＴＡ連絡協議会 会長（船岡小学校）
5	こども子育て事業従事者	八頭町ファミリーサポートセンター 代表	中村　恵子	
6		児童クラブ指導員 代表	西川　敦子	
7		八頭町子育て支援センター代表	村上るみ子	令和５年度
8			横野　邦恵	令和６年度
9	学識経験者	鳥取大学 地域学部地域学科 教授	小林　勝年	
10		民生児童委員	山邉　明美	
11		元保育所長	稲中　公子	
12	関係行政機関職員	八頭町教育委員会 学校教育課	前田　　徹	
13		保育所長 代表	岸本由久世	令和５年度
14			尾﨑　京子	令和６年度
15		保健課 保健師	西村　恵子	令和５年度
16			野田　英未	令和６年度
17		福祉課	小坂多恵子	令和５年度
18			新田　弥生	令和６年度
（事務局）				
1	担当課	町民課　課長	小谷　述代	
2		町民課　主幹	寺坂　美保	
3		町民課　係長	石破　一美	

４　「第３期八頭町子ども・子育て支援事業計画」策定経過

実施年月日	内　容
【令和５年度】 令和５年12月～令和６年１月 令和６年１月～令和６年３月 平成６年３月	○ニーズ調査の実施 ・就学前児童の保護者対象627人に対して回収は283人（回収率45.1%） ○ニーズ調査の分析 ○第１回子ども・子育て会議開催
【令和６年度】 令和６年６月 令和６年９月 令和６年12月 令和６年12月～令和７年１月 令和７年２月 令和７年３月	○第１回子ども・子育て会議開催 ○第２回子ども・子育て会議開催 ○第３回子ども・子育て会議開催 ○パブリックコメントの実施 第３期八頭町子ども・子育て支援事業計画（素案） ○第４回子ども・子育て会議開催 ○完成・公表

発行／八頭町　町民課
〒680-0493　鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地
TEL 0858-76-0211　　Fax 0858-76-0147